

- (二) 小學校に於て、公認教會の教義を科目に加ふ。
- (ホ) 大學にても、神學科と云ふ科を設けて、公認教會の僧侶を養成する道を開けり。

由) 公認教會の僧侶。

(イ) 公認教會の僧職にある者は、みな國家の官吏に準じて待遇す。

(ロ) 兵役の義務を免除す。

(ハ) 證人となり、陪審官となるの、義務を免除す。

(ニ) 僧侶の所有地に對しては、租税を免除す。

第六章 我邦現時の制度を論ず

第一節 概論

國家と宗教との關係につき、我國に於ては、歐洲諸國に於けるが如き、爭亂を惹起せず、常に平靜なる状態を保ち、以て今日に及べり。勿論、我邦と雖も、多少の争擾ありしとは、免れざりしも、歐洲に於けるか如く、宗教若は教會の勢力か、國家を凌

ぐの實力を有せしとなく。宗教教會は、常に國家の保護の下に、我國體と同化したり。英國のメイ(Sir Erskin May)氏は其著書に公言して、第十六世紀の歴史は、即ち教會の歴史なり」と云へり(Constitutional History of England)以て、宗教か、如何に、國家を侵蝕混亂せしめたるかを見るべし。

前述の如く、我邦に於ては、國家は常に宗教の勢力に壓抑せらるゝか如きことなかりしを以て、始めより、敎國制度若くは國敎制度なるものは行はれざりき。蓋し、我國に於て、始めて國家宗教に關する問題を生ぜしは、佛敎の輸入せられたる後にあり。當時皇室に於ては、佛敎を信奉せられしも、之を以て、人民に強制するか如きとなく。佛敎は、多少國敎制度の如き形體なきにしも非ずと雖も、實際上、信敎自由の状態にてありしなり。

然れども、當時佛敎は、天皇の歸依せらるゝもの多くして、寺院は之を官設とし、僧侶も亦一種の官職位階を與へられしを以て見れば、敎會公認制度に屬するを知るべし。而して、寧樂平安の朝に起りたる八宗、即ち三論宗、法相宗、俱舍宗、成實宗、律宗、華嚴宗、天台宗、眞言宗の如きは、悉く勅許を蒙り、同等に待遇せられたり。

我國は元來敎國制を採らず

古代

唯茲に一言すべきは、世俗往々神佛を併稱し、我皇宗が祖宗を祭祀せらるゝを、一の宗教なるか如くに看做すの誤解あり。史家往々二者の軋轢云々を筆にするものなきにあらず。然れども、吾人が本書に於て宗教と稱するは、斯くの如き説を採らず。唯後世に於て發達せる神道に至りては、宗教の一種なること、吾人も亦之を賛す。

中世

佛教は、其後、日を逐ふて盛大となり。從て、其宗派の輸入せられ若くは創立せらるゝもの、少からず。中古の終りより、大念佛、淨土臨濟、一向曹洞、日蓮及び時宗等、相次て勃興せり。而して政府が、常に佛教諸派に對して、信教自由主義を採りたるも、前に異なることなし。

但我國は、明治の初めに至る迄、耶蘇教諸派に對しては、絶對的に峻拒するの態度を以て、臨めり。即ち殊に徳川幕府の時代に於て、切支丹宗なる語は、切に忌む所なりき。若し偶々之を信ずる者あるときは、幕府は用捨なく、血を以て之に報ひたるは、人々の知る所の如し。而して、當時神道は佛教の影響をうけ、所謂兩部神道として行はるゝの狀況なりき。

明治の方針

中古王政の世には、祭祀神職を司る官には、神祇官あり。寺院僧侶は、治部省の配下に屬せり。然るに、鎌倉幕府以來、寺社奉行を置き、寺院僧侶及び神社祠官等、凡て包括して、其の監督を受けたり。

然るに、明治維新と共に神社及び寺院は、各其監督官廳を異にすべしとの議起り、神社に關しては、特に神祇科(明治元年正月)神祇事務局(二月)神祇官(閏四月)神祇省(四年八月)を設けて、諸官省の上に立たしめ、以て宗教との區別を明劃にせり。而して、宗教に至りては、從來の方針たりし教會公認制度を廢して、政教分離制度を以て之れに更へんとするの傾向を生じ、佛教諸派の有し來りし諸種の特權は、漸次に剝奪せられたり。又明治二十二年二月帝國憲法を發布せらるゝや、其の第二十二條に於て、日本臣民は、安寧秩序を妨げず、及臣民たるの義務に背かざる限に於て、信教の自由を有することを規定せられ、從來、吾人の有したりし信教の自由は、更に明白なる原則として、確立するに至れり。

政府は、此信教自由の原則を、更に在留の外國人にも及ぼし、外國と條約を締結せり。今、日英條約の條文をあぐれば、

兩締盟國の一方の臣民は、他の一方の版圖内に於て、良心に關し、完全なる自由、及び法律勅命及び規則に従て公私の禮拜を行ふの權利、并に其の宗教上の慣習に従ひ、埋葬の爲め設置保存せらるゝ所の適當便宜の地に、自國人を埋葬するの權利を享有すべし。

而して、其の最も精密なるは、佛國との條約なり。

兩締盟國の一方の國民は、他の一方の版圖内に於て、良心に關し、完全なる自由を享有し、法令及び規則に従て、堂宇を建設及び所有し、且公私の禮拜を行ふを得べし。該國民は、同様の條件に従ひ、其の宗教上の習慣に依り、適當便宜の墓地に埋葬せらるゝの權利を享有すべし。若し、未だ埋葬の爲に設置せられたる墓地なきときは、更に之を設置して、鄭重に維持すべき者とす。

宗教に關する監督官廳は、元來教部省たりしが、明治十年一月之を廢止して、内務省の社寺局に屬せしめたり。而して、現今は、宗教局により、内務大臣の管轄する所となれり。

要之、我國に於ける政教二者の關係は、始め教會公認制度を探りしものゝ如く。

結論

而して維新後に至りては、努めて二者の關係を絶ち、政教分離制度を探らんとせり。其結果今日に於ては、原則として、分離制度によるが如きも、尙ほ純然たる分離制度にあらずして、多少公認制の痕跡を存し、明白に其の何れに屬するかを斷言することを得ず。然れども、今日の實狀を看れば、益々分離主義に傾きつゝあるは、蔽ふべからざる事實なりとす。

第二節 神道及び佛教

神佛二教に關しては、他の宗教に對するよりも、特別なる監督をなし、特別なる權利を與ふるが如し。然れども、其規定、新舊相錯綜して、頗る不備なり。今其の大體の規定につきて、下に論ずべし。

第一、神佛各宗派の自主權。

明治十七年八月太政官第十九號布達は、神佛各宗派の自主權を認めたり。即ち、自今、神佛教導職を廢し、寺院の住職を任免し、及び教師の等級を進退することとは、總て各管長に委任し、左の條件を定む。

此規定により、神佛各宗派の内部に關する事項は、各宗派の自ら處理するに任せ

神道の各派及び佛道の各宗若は數派數宗連合して管長をおくととなれり。

管長は神道各派に一人佛道各宗に一人を定む可し。但事宜により神道に於て數派聯合して管長一人を定め佛道に於て各派管長一人をおくも妨げなし。(第二條)

元來管長を設置せるは此時に始まりしにあらずして、遠く明治五年にあり。同年六月、教部省第四號達に曰く。

自今、各宗教導職管長一名を置、一宗末派之取締向等、別紙之通相達候條、此旨相心得、各管轄内寺院へ、不洩様、可相達候事。

論者或は明治十七年太政官第十九號布達に「各管長に委任し」の字句あるを以て、此布達により、國家事務を各宗派の管長に委任したるものとして、寺院の住職を任免し及び教師の等級を進退するが如き事項は、元來國家事務に屬するものなりとし、神佛二教を以て、公認教なりとなすものなきにあらず。然れども、吾人の見る所を以てすれば、是れ事實を知らざるものなり。

明治十七年の布達に「委任なる文字を用ひたるは、蓋し沿革上の理由に基づくも

のなるべし。維新後神佛二教に、教導職をおくに當りてや、當時各宗派の自由を許さず、嚴重なる監督をなせり。然るに明治十七年に至り、此方針を一變して、國家は只大體に就て監督權を行使すること、なし、其の内部の組織には、干渉せざるに至れり。故に「委任」云々の字句は、宗派内部の組織が、國家事務たりしことをいへるに非ずして、元來有したる監督權を自治に一任せんことを指せしものとして、解せざるべからず。

第二、現今神佛二教の宗派。

(A) 神道各教派。

- (1) 神道。 (2) 大社教。 (3) 扶桑教。 (4) 大成教。 (5) 實行教。
- (6) 黒住教。 (7) 修成派。 (8) 神習教。 (9) 御嶽教。 (10) 禊教。
- (11) 神理教。 (12) 金光教。

(B) 佛教各宗派。

- (一) 天台宗本派。 (2) 天台宗寺門派。 (3) 天台宗眞盛派。
- (二) 眞言宗本派。 (5) 眞言宗御宗派。 (6) 眞言宗高野派。

- (7) 真言派大覺寺派。
- (8) 真言宗醍醐派。
- (9) 新義真言宗智山派。
- (10) 新義真言宗豊山派。
- (11) 真言律宗。
- (12) 律宗
- (13) 淨土宗本派。
- (14) 淨土宗西山派。
- (15) 臨濟宗天龍寺派。
- (16) 臨濟宗相國寺派。
- (17) 臨濟宗建仁寺派。
- (18) 臨濟宗南禪寺派。
- (19) 臨濟宗妙心寺派。
- (20) 臨濟宗建長寺派。
- (21) 臨濟宗東福寺派。
- (22) 臨濟宗大福寺派。
- (23) 臨濟宗圓覺寺派。
- (24) 臨濟宗永源寺派。
- (25) 曹洞宗。
- (26) 黃檗宗。
- (27) 真宗本願寺派。
- (28) 真宗大谷派。
- (29) 真宗高田派。
- (30) 真宗興正派。
- (31) 真宗佛光寺派。
- (32) 真宗木邊派。
- (33) 真宗出雲路派。
- (34) 真宗山元派。
- (35) 真宗誠照寺派。
- (36) 真宗三門寺派。

第三、國家の監督權。

國家は、神佛の各宗派に對し、主として、左の權を有す。

(1) 教規寺法の認可。 管長は、各其の立教開宗の主義に由て、教規寺法の條規を定め、管督官廳(内務大臣)の認可を経ざるべからず。

(2) 管長を定む可き規則の認可。 管長を定む可き規則は、神佛各其教規宗制に由て之を一定し、管督官廳の認可を経ることを要す。

(3) 僧侶教師に關する規定の認可。 寺院の住職を任免し、及び教師の等級を

(九) 日蓮宗本派。 (38) 日蓮宗富士派。 (39) 顯本法華宗。

(40) 本門宗。 (41) 本門法華宗。 (42) 法華宗。

(43) 本妙法華宗。 (44) 日蓮宗不受不施派。(45) 日蓮宗不受不施講門派。

(十) 融通念佛宗。

(十一) 時宗。

(十二) 法相宗。

(十三) 華嚴宗。

(註) 現今各宗派皆一派一管長の例に倣ひ、一管長にして數宗派を兼ねる者なし。

進退することは、總て各管長の権限内にありと雖も、僧侶并に教師たるの分限及び其稱號を定むる事項、寺院の住職任免及び教師の等級進退の事項、寺院に屬する古文書寶物什器の類を保存する事項に關する條規は、豫め之を定めて、監督官廳の認可を得ざるべからず。

(4) 教師檢定條規の認可。 神佛各派の教師は、布教傳道の任に當るを以て、學識德行兼備の士ならざるべからず。故に、明治二十八年五月、内務省訓令第九號を以て、教師たるには、尋常中學校相當以上の標準により、學力檢定規則を定めて、監督官廳の認可を経ることとせり。

(5) 宗派分合等の許可。 神佛二教に屬するものにして、別派獨立又は數派合體するときは、監督官廳の許可を要し、各宗派に屬する教院講社の新設も、亦其の許可を要す。

宗派の離合につきては、別に規定なし。明治十七年太政官第十九號布達には「各宗派妄りに分合を唱へ、或は宗派の間に爭論をなす可らず」といへり。然れども、監督官廳の許可を受けたる上、離合をなし得るとは、論をまたず。

第四、管長僧侶等の特權。

(1) 各宗派の管長は、明治十七年太政官第六十八號達に由りて、勅任官の取扱を受くることとなれり。然れども、是れは單に身分の待遇を定めたるものにして、之を以て、官吏と認めたるにはあらざるなり。従て、此一事を以て、公認制度の確證となすことを得ず。

(2) 僧侶教師等にして、管長の處分に不服あるときは、内務大臣に向て、監督上の處分を求むることを得。而して、其處分を求むるには、管長の調印を要すれども、若し背せざるときは、事由を附して、救済を求むることを願ひ出づるを得。

(3) 僧侶は、其身分又は職業の爲め、委託を受けたるに因りて知りたる事實にして、黙秘すべきものに關するときは、證言を拒むことを得。

第五、神佛各宗派の性質。

(1) 神佛各宗派は、公法人なりと云ふを得べきや。公法人とは、國家の事務を以て、其事務とするものにして、教會公認制度の特

徴なることは、已に述べたるが如し。世の論者、或は、

- (1) 神佛に對して、特別の法規を設け、特別の監督を施したること。
- (2) 明治十七年太政官布達第十九號に、委任の字句あること。
- (3) 各派の管長は特に勅任官たるの待遇をうくること。

等を綜合して、公法人なることを斷言するものあれども、其論據頗る薄弱なることは、前述したるが如し。教會の目的は、一派の宗教を宣布し、其教義によりて儀式を執行するに在り。之を以て、國家政務の一部なりとするが如きは、少なくとも、我國に於ては、正鵠を得たる説といふべからず。國家が、教會に對して監督を行ふは、教會が社會に於ける重要なる勢力にして、一般の結社と同一視すること能はざるが爲めにして、國家の機關たるが爲めには、あらざるなり。然りと雖も、又一方に於ては、神佛兩教と然らざるものとを區別して、取扱ふが如き點より見るも、全く純然たる政教分離の制度に基づきたるものとも見ることが得ず。要之、我國現時の制度は、政教分離を以て原則とし、之に多少の公認制を加味したるものなりと云ふを以て、公平

を得たるものなりと信ず。

- (2) 神佛各宗派は、法人たりや。

以上説く所を以て、神佛各宗派が、公法人にあらざること知らば、私法人たりやとは自然に起る問題なり。然れども、吾人は、各宗派其者が、直に私法人なりともいふことを得ず、何となれば、各宗派が宗教團體たることは明瞭なれども、法人たるの規定を缺けばなり。然るに、明治三十三年八月内務省令第三十九號は、此の問題を決せり。之れに由れば、宗教の宣布又は宗教上の儀式執行を目的とする法人の設立に關する手續を定めたり。故に、神佛各宗派にして、其の手續を終了したるときは、公益法人たることを得るものとす。

然らば、法人たるの手續如何と云ふに、設立者は、定款又は寄附行爲の外、左の事項を記載したる書面を差出すことを要す。

- (1) 宗教の名稱及所屬教派宗派の名稱
- (2) 儀式及布教の方法。

- (3) 布教者の資格及選定方法。
- (4) 信徒と法人の關係。
- (5) 信徒及社員たるべき者の員數。
- (6) 宗教の用に供する堂宇教會所會堂說教所又は講義所の名稱所在地及設立許可の年月日。

之に對して監督官廳の認可あれば、即ち法人として成立するものとす。

第三節 神佛二教以外の宗教

神佛二教以外の宗教の監督に關しては、主として治安警察法及び明治三十二年七月内務省令第四十一號の規定による。今、其の大體を述べれば、左の如し、

- (1) 宗教宣布者の届出。 宗教の宣布に従事せんとする者は、左記の事項を具し、履歴書を添へ其住所若は居所を管轄する地方長官に届出づる者とす。
- (一) 宗教の名稱。
- (二) 布教の方法。
- (2) 宗教用の堂宇等の設置。 宗教の用に供する爲め、堂宇、會堂、說教所又は講

義所の類を設立せんとする者は、左記の事項を具し、其所在地を管轄する地方長官の許可を受くべし。

- (一) 設立を要する理由。
 - (二) 設立を終るべき期限。
 - (三) 名稱所在地並敷地及建物に關する重要なる事項但附圖を添ふべし
 - (四) 宗教の名稱。
 - (五) 管理及維持の方法。
 - (六) 擔當布教者の資格及選定方法。
- 茲に(1)に對して、單に届出を要するに反し、(2)に對しては、許可を要件とせるは、會堂は一度之を建立するときは、之を除くこと困難なればなり。
- (3) 宗教に關する集會結社。 關しては、治安警察法中「公事に關する規定」を適用す。即ち、

- (a) 宗教に關し、公衆を會同する集會を開かむとする者は、發起人を定むべし。發起人は、到達すべき時間を除き、開會三時間以前に、集會の場所年月日時

を、會場所在地の管轄警察官署に届出づべし。

(b) 宗教に關する結社の主幹者(支社に在りては支社の主幹者)は、結社組織の日より三日以内に、社名、社則、事務所及び其の主幹者の氏名を、其の事務所所在地の管轄警察官署に届出づべし。其の届出の事項に変更ありたる時、亦同じ。

若し、公益法人の認可を受けんとする者あるときは、神佛二教におけると同じく、明治三十三年八月内務省令第三十九號「宗教の宣布又は宗教上の儀式執行を目的とする法人の設立等に關する規程」を適用するものとす。即ち、法定の事項を備へて届出づることを要し、其後事項に変更を來したるときは、事柄によりては單に届出を以て足れりとするものあり。又儀式若は布教の方法又は既教者の資格及び選定の方法を變更したるときは、認可を受けざる可からず。

我國に於て、此部類に屬する主なる宗教は、基督諸宗派なること勿論にして、其中天主教、マリアナ羅馬加特力教宗、ハリストス正教、露國希臘教日本基督教會(即ち一致長老教會)、日本聖公會即英國教宗、組合教會美以監督教會、浸禮教會日本美以教會等

を以て、其の最なるものとす。

第四節 社寺の區別を論ず

社寺なる語は、古へより單語として公行せらるゝ程にして、幕府時代に寺社奉行あり、今日に於ても、數年前迄内務省内に社寺局なるものありて、兩者を管轄せり。故に、世人又兩者の區別に就て、大なる注意をなさず、一概に之れを混同するもの多きが如し。然れども、兩者は其の性質に就て全く相異なるものにして、唯取扱上、便宜の爲め、多少其規定を同ふするのみ。

第一、社寺に共通なる規定。

(1) 社寺の新設の許可。 明治十一年九月内務省達「社寺取扱概則」に定むる所にして、社寺の新設は、民有地に建設するもの、神官住職、氏子、檀徒若くは信徒となるべきもの、連署を以て願出で、永続財産の目途且其地所建社寺の體(社は本殿、拜殿、寺は本堂、庫裏)を具ふる者に限り、許可するものとす。再興復舊等總て之に準ず。

(2) 古社寺保存法の適用。

現在の社寺共に、歴史上若は美術上の保存に必要

寺院

なるものは、明治三十年法律第四十九號古社寺保存法の適用を受くるものとす。即ち古社寺にして、其の建造物及寶物類を維持修理すること能はざるものは、保存金の下附を、内務大臣に出願することを得。國費を以て補助保存すべき社寺の建物及寶物類は、歴史の證據由緒の特殊又は製作の優秀に就き、古社寺保存會に諮詢して、内務大臣之を決し、官報にて公告す。社寺の建造物及び寶物類にして、特に歴史の證據又は美術の模範となるべきものは、特別保護建物又は國寶の資格あるものとす。國寶は、官公立の博物館に出陳するの義務あり。之と同時に、其社寺に對し、國庫より補給金を支給す。要するに、古社寺保存の方法は、全く宗教に關係なく、古物を保存して、永久に墮滅するを防ぐの方法にすぎざるなり。

第二、社寺の性質上の差異。

以上述ぶるが如く、神社と寺院とは、或點に於ては、同一の取扱を受くれども、其の性質は、全く異れり。寺院は純然たる宗教上の設備なり。故に、之に關する法は、各宗派に於て寺法を以て定め、其他住職の任免等は管長の定むる所となし、國家

神社

神道

は直接に之に干渉せずして、其自主權に委す。反之、神社は、全く宗教に關係なきものと見なし、國の營造物(Anschaffung)と認めたり。

神社は、之を分ちて三種とす。曰く、神宮、官國幣社及び府縣鄉村社これなり。神宮は、國費を以て維持するのみならず、別に大廟の内入あり、又別に官制の定めあり、祭主親任、宮司勅任又は奏任、權宮司(奏任)禰宜(同上)權禰宜(同上)主典、宮掌(判任)あり、祭主は皇族を以て之に任じ、大御手代として奉齋し、祭事を管理し、共に國家の官吏なり。其他官國幣社には、宮司(奏任)待遇、主典、禰宜(判任)待遇あり。府縣鄉村社には、社司、社掌(判任)待遇ありて、共に官吏に準じ、任命も官廳が之を掌る。要之、神社は、國の營造物として、參拜を許す所にして、宗教とは、全く無關係のものなり。前述の如く、神社は宗教と關係なしと雖ども、神道は神社と全く相異なれるものとして、宗教の一種類となす。故に、神社に於ては、公衆の參拜を許すと雖ども、神道の説教所又は講社等に於て、公衆の參拜をなし、神社と同じことをなすは、法の禁ずる所なり。(明治十四年十月内務省乙第四十八號達)

斯くの如く、神社と寺院とは、性質全く相異なるものなるが故に、神祇に佛像を配祠

するが如きは、堅く戒むる所なり。明治元年三月神祇事務局の達に曰く、
一中古以來其權現或は牛頭天王之類、其他佛語を以て神號に相稱候神社不少、
何れも其神社之由緒委細に書付、早々可申出候事
一佛像を以、神體と致候神社は、以來相改可申事。

又明治元年十月太政官達に曰く(法華宗諸本寺)

王政御復古更始維新之折柄、神佛混淆之儀、御廢止被出候處、於其宗は、從來三十萬神と稱し、皇祖太神を奉始、其他之神祇を配祀し、且曼陀羅と唱へ候内へ、天照皇太神八幡太神等之御神號を書加へ、剩へ死體に相着せ候經帷子等にも、神號を相認候事、實に不謂次第に付、向後禁止被仰出候間、總て神祇之稱號決て相混じ不申様、屹度相心得宗派末々迄不洩様、可相達旨御沙汰候事。

此等に由るも亦我國立法の趣旨を知るに足る。

第五節 宗教法按を論ず

第一款 宗教法按の内容

根本規定

述前の如く、我國は憲法上及び各國との條約文上、明かに信教自由の大原則を認むと雖ども、此原則に基きたる規定に至りては、單に片々たる多數の命令を以て定められ、且其制定の年月甚だ區々にして、從て立法の主義に於て、多少扞格する所あり。神佛二教に對して、特別に規定する點より見れば、公認制を探れるが如きも、尙其内容に就て攻究すれば、分離制に則れるが如く、其間明瞭ならず。

是豈法典の完備せる我國に於て、一大缺點にあらずや。之を以て、我政府は、明治三十二年を以て、宗教法按なるものを帝國議會に提出し、以て此缺點を補充せむとせり。然るに其内容に就て異論頗る多く、遂に議決するに至らざりき。吾人は、今茲に其内容并に論難の要點を摘撫して、將來における宗教法が、如何に制定せらるゝかを卜せんと欲す。先づ、本款に於て其内容の大畧を説くべし。

(1) 政教分離の原則。

宗教法按は、凡ての宗教に對して、同一の待遇をなし、同一の特權と監督とを以てせり。一方に厚くして、一方に薄きが如きことなし。

又一定の範圍内に於て、教派宗派并に寺教會の自治を許し、本文に明記した

る監督権の作用によるの外、自ら其内部の事務を處理することを得べし。
其内容は、教規、宗制、教會規則、寺規則等の規定する所なり。

(2) 公法人として、存立するを許さず。

政教分離制度の結果として、一般の寺及び教會は、私法人として存立することを得ず。即ち、寺院教會の事務は、國家の事務にあらずして、各自固有の事務なりとするなり。又僧侶教師の如きも、國家の事務を取扱ふ官吏にあらずして、自ら自己の事務を行ふ私人なりと見るの主意なり。

以上、二箇の原則は、宗教法按の骨子たる根本規定なり。

(3) 寺及び教會は、公益法人なり。

公に宗教を宣布し又は、宗教上の儀式を執行するを目的とする社團又は財團は、教會規則又は寺規則を作り、主務官廳の許可を経て、公益私人と私法人公益私人と會社なることを得べし。而して、寺は其の本質上、財團法人公益法人公益私人と財團たるべきものにして、教會は、或は社團法人たり或は財團法

其他の規定

人たることを得べし。社團法人とは、其法人の原素が人を以て成るものを云ひ、財團法人とは、一定の財産が法人の基礎をなすものを云ふ。

(4) 寺及び教會の差異。

寺とは、主に佛教諸派におけるものをいひ、常に財團法人として存立し、(1) 寺院を所有し、(2) 教法を宣布し、(3) 法儀を修行するを以て目的とす。然るに、教會とは、佛教以外の諸教に共通するものにして、社團又は財團として存立し、(1) の條件即ち教師の止住する建造物を所有することを必要とせず。

これ、兩者の差異なり。

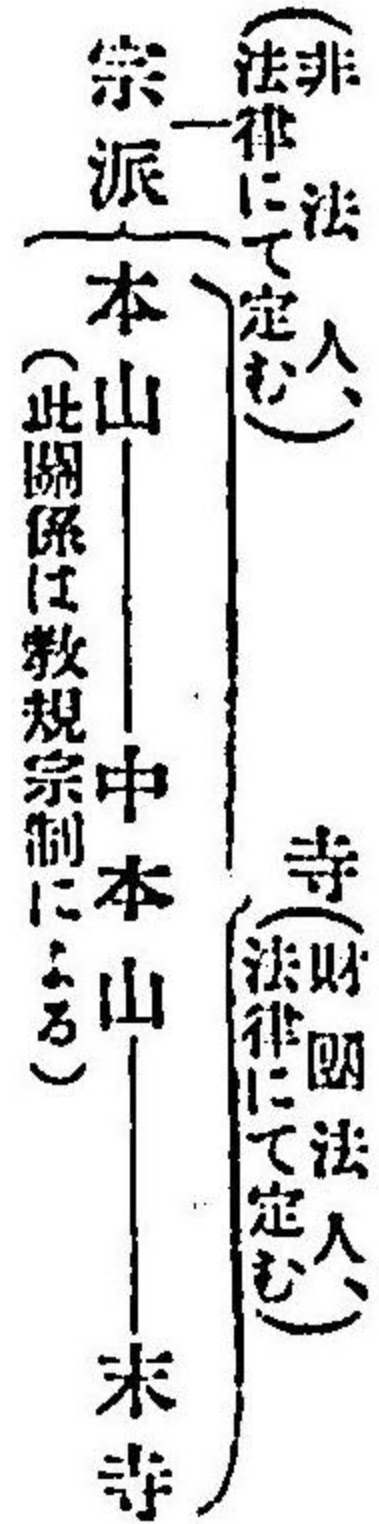
宗教法按にては、寺と寺院とを區別せり。寺とは、即ち無形の法人にして、寺院とは、其寺の所有に係る有形の建物を云ふ。而して、寺院と稱するには、(1) 佛教の本尊を安置すること、(2) 其處にて教法を宣布し法儀を修行すること、(3) 僧侶の止住することの、三要件を必要とせり。

(5) 寺又は教會を總轄する團體は、法人たることを得ず。

寺又は教會は、法人たることを得れども、之を統轄する教派又は宗派は、法人

たることを得ず。宗派とは、佛教に就ていひ教派とは、其他の宗教に通じていふものにして。共に(1)教規宗制の定むる所により(2)寺・教會を總轄する宗教團體なり。

(6) 本山末寺等の關係は、教規宗制に委ね、法律を以て定めず、教規宗制は、宗教團體たる教派又は宗派が、自ら内部の組織を定めたる規定にして、國家の法律にあらず。法律上は、唯寺若くは教會を認むるのみにして、其詳細なる内部の規定は、宜しく自主權を以て、教規宗制にて定むべしと云ふにあり。今圖を以て示せば、左の如し。



〔教派に就ても亦同じ故に畧す〕

(7) 寺の組織

(イ) 寺には、一名の住職及び副住職を置くべし。副住職は、住職の職務を代理

することを得。

(ロ) 寺には、參助役數名を置くべし。參助役とは、檀徒總代の如きものにして、寺の重大なる事務につきては、住職は其同意を得ざるべからず。之なきときは、其行爲は無効とす。

(8) 教派及宗派の組織。

(イ) 教派及宗派は、數多の教會又は寺より成る。然れども、法人格を有せざることは前述の如し。

(ロ) 教派及宗派には、主務官廳の認可を得たる、代表者を置くべし。其代表者とは、現今の管長を指せしものなり。

(ハ) 宗教團體にして、新に教派又は宗派たらしむるときは、教規又は宗制を作り、主務官廳の認可を経ざるべからず。

(9) 教師。

教師とは、公に宗教の宣布又は宗教上の儀式の執行に従事する者を、總稱していふ。宗教法按にては、僧侶なる名稱を規定せず。此は、法律の規定によ

らず、宗制教規を以て、自由に、其範圍を定むべきものとなしたり。
(10) 宗教委員會。

從來、宗教に關する事項にして、紛争の極往々司法裁判所を累すことあり。然れども、司法裁判所は、宗教に關する特別の智識を備ふるものにあらず。故に、茲に宗教委員會なるものを設け、此等の争議は凡て宗教委員會の裁判を経ることとせり。

(11) 主務官廳の監督權の主なるもの、左の如し。

- (イ) 宗教上の事項に關し、安寧秩序を妨げ風俗を壞り又は臣民たるの義務に背く行爲をなすときは、其變更取消又は禁止を命ず。
- (ロ) 寺及び教會と稱するには、官の許可を受けざるべからず。
- (ハ) 教會規則又は寺規則の變更も亦認可を要す。
- (ニ) 宗教團體にして、教派又は宗派たらしむるときは、教規宗制を作り、認可を受くべし。

(ホ) 教派宗派教會寺は、主務官廳の監督をうけ事務の報告をなし、狀況の検査

をうけ、其命令及處分に従ふ。

(ヘ) 教派教會寺は、目的以外の事業をなし、許可の條件に違反したるときは、其與へたる認可又は許可を取消すことを得。

(ト) 宗教上の事項に關し、公衆を會同するには届出を要す。

(チ) 教師は、安寧秩序を害すると認めらるれば、其職を停止又は禁止せらる。

(リ) 教師は、政治上の意見を發表し、其他政治上の運動をなすことを得ず。

(12) 以上の如く、監督權に服すると同時に、特權の規定あり。

(イ) 教派宗派教會又は寺の禮拜の用に供する土地建物は、差押ふることを得ず。

(ロ) 又其の建物構内地等は、凡て租税を免ぜらる。

(ハ) 其他徵兵令の改正によりて教師の兵役の義務をも免除せんとせり。

(ニ) 教派宗派教會又は寺を、公然誹謗又は凌辱する者に、刑罰を科すること。

第二款 宗教法按の論評

宗教法按の出るや、世評囂々として起れり。而して、其評論を區別するときは、左

の三種に分つことを得べし。

- (1) 政教分離制度の原則を否定せる者。
 - (2) 其他の規定の原則中、不妥當の點ありとする者。
 - (3) 法文の體宜しきを得ず、明瞭を缺くとする者。
- 是れなり。予は、茲に(3)に就ては省略し(1)及び(2)につきて略述せむとす。
- 第一、政教分離制度の原則に對する論評。

論者曰く、佛教の寺にして毫も國教若くは、公認教たるの權能を與へずして、獨り其干涉に至りては、一層嚴峻酷薄なるは不可なり。又曰く、宗教團體の性質と勢力とを計算に加へずして、同一の規定を以て律し、全國大多數の信徒を有する佛教團體を以て、他の外國教會の一部たる最少數の信徒を有する諸種の基督教團體と、同一級に下して之を取扱はんとするは、不公平なりといふにあり。而して、此論難をなせる者は、佛教諸派中にありき。

惟ふに現今信教自由を以て原則とするに當り、又古の敎國制度、國教制度を採るべからざるや論なしと雖も。公認制度を採るべきや、分離制度を採るべきやに

之に對する意見

至りては、文明諸國の規定區々にして、學者の説亦相異なるが如し。畢竟、此制度中の何れを採るべきやは、其國の歴史上、國勢上より斷定を下すべきものにして、一片の理論を以て、之を可否するが如きは、吾輩の採らざる所なり。故に、予は、今茲に暫らく之を斷言することを避くべし。唯、吾輩の見る所を以てすれば、世界の

大勢は、將來益政教分離に傾きつゝあることは争ふ可からず。伊太利のビコー(Vico)氏のいへるが如く、世は神法時代より、英雄の法に進み、更に純然たる人類の法に進むものにして。國教制敎國制に次で、政教并行制行はれ、更に公認制度となり、信教自由主義の宣言となり、遂に教會分離制度に進むに至れり。故に、帝國目下の狀勢は、如何なりとするも、將來に於て、分離制を確立するに至るべきは、予の斷言するに憚らざる所なり。

第二、其他の規定に對して反對する者あり。

- (1) 其監督、峻酷にして、自治の權能極めて少し。殊に寺に對して、其監督、偏重に失すといふにあり。
- (2) 寺を同等に取扱ふは、本山組織を破壊するものなり。本山も中本山も一小

末寺も、皆獨立對等の寺格なるが故に、遂に本山の存在を危くするに至るべし。

(3) 教派宗派に法人格を與へざるは、不當なり。之が爲に、一派の權力の所在明瞭を缺き、遂には本山の勢力を滅殺するに至るべし。

(4) 管長の權力は、一方には官廳及び贊助役に奪はれ、一方には宗教委員會に移り、其勢力を滅殺するの結果、一宗の團結を鞏固にするを得ずして、瓦解の虞あり。

(5) 教會には、社團法人・財團法人何れたるをも得べきに。寺に對しては、唯財團法人たることをのみ認むるは不公平なり。

(6) 贊助役の權限多大に過ぎ、法人に與ふるに、法律上住職の行爲を監督すべき權力を以てするは、宗教の神聖を汚すものなり。

(7) 宗教委員會を設くるは、此れ一宗派の裁決權を管長の手より奪ふものなり。而して、此委員會を組織するに、宗教以外の人を以てすることあらば、これ俗人を以て、教義安心儀式慣例に屬する爭議を裁決せしむるものなり。若し、

又神佛耶各教各派の教師、合同會議して之を決すべしとせば、殆んど實施し難きの困難を見るべし。

(8) 寺と教會との間に、規定の公平を缺き。例之教會の解散したる場合には、其財産は原主に歸することを得るも。寺の解散したる場合には、其寶物は、官に沒收せらるゝを免れず。又教會には、參助役をおかざるも。寺には之を以て、干渉をなさしむるは不可なり。其他、寺院佛堂等のみ租税を免除し。其他に及ばざるも、不公平なり。

吾人を以て之を見るに、(2)(3)(4)(5)の非難の如きは、單に事物の一端をのみ見て、其真相に徹底せざるやの憾あり。識者をして、首肯せしむる能はざるべし。論者は、國家の法律の規定以外に、教規宗制を以て規定するの餘裕あるを忘れたるなるべし。而して、(5)の非難の如きは、其の最も誤れるものなり。只(6)(7)(8)の非難の如きは、皆多少の眞理を包含し、將來の立法に於て大に斟酌するの必要ありと信ず。又(1)の監督權につき、法理論としては、國家の重大なる勢力ある分子は、其監督をうくること密なるべきは止むを得ざる所なりと雖ども。之を實際上

之に對する評

の状況に徹し、又將來教會分離制度の大勢に稽へ、尙多少自治の權能の範圍を廣ふし、監督權を緩ふせむことは、吾人の希望する所なりとす。

第七章 宗教と國民教育との關係を論ず

宗教と教育とは、常に其の實質に於て、人心の開發を目的とすることが相同じきのみならず、沿革上最も親密なる關係を有するものにして、例之、我國に於ては、維新前迄は、寺院は即ち學校にして、寺子屋と稱し、住職は即ち教員たりし事實は、人の普く知る所なり。今日に於ても、國によりては、國民教育と宗教との間に密接の關係を有するものあり。然れども世界進化の大勢より見て、國家と教會とが、漸次分離主義に傾くと同様に、宗教と教育とが、漸く其の關係を分離せんとするは、掩ふべからざる事實なりとす。

今諸國の現存せる制度に付て觀察するに、早く政教分離制度を採用せる諸國に於ては、其の教育上の方針も、全く宗教の羈絆を脱せんとするにあるが如し。彼の佛國及び北米合衆國の如き、これなり。反之、今尙教會公認制を固守する國に

過去現在將來の大勢

諸國の現状

於ては、教育と宗教との關係も、亦脱離する能はざるが如し。獨逸諸國の如きは、其の最たるものなり。今左に、此等諸國の現状を、簡単に説述すべし。

第一、教育宗教分離主義を採用せるもの。

北米合衆國

北米合衆國に於ては、國家と宗教と分離するの主義を採りしと同じく、教會が國民教育即ち小學校の上に其影響を及ぼすことは、合衆諸國の許さざる所なり。

故に所謂「コンモン・スクール」(Common School)にて、其倫理科として聖書の朗讀をなすが如きは、之を嚴禁せり。但し、當初に於ては、普通小學校に於て其儀式の際、新約全書(New Testament)の一節を誦讀することを例となせしが、羅馬加特力教徒先づ之に反對を唱へ、次で猶太教徒も之に雷同し、又無宗教者は總ての宗教的聖典を用うることに異議を試み、遂に宗教的臭味を普通小學より全然排除することなれり。最も、加特力教徒は、前述の如く新約全書の廢止には、滿腔の同情を表せしも、國民教育に全然宗教の趣味を驅除するに就て、激烈なる反對をなし、是れ天帝を學校より放逐する暴舉なりと絶叫したりと雖ども、其の効なく、大勢は滔々として、分離主義に向へり。但し、國家と何等の關係をも有せざる彼の日曜

佛蘭國

學校 (Sunday School) の如きに至りては、其如何なる教義を加味するやは、更に之を問はざるものゝ如し。

佛國にては、第十八世紀の革命に於て、小學教育を全く宗教より分離せしめんとするは、就學義務の強制並に授業料の廢止と共に、教育に對する三大主義として數へられ、第三共和國に至りて實行せられたる原則なり。即ち、佛國にては、僧侶は小學校の教員たることを得ず、小學校の建物は宗教の教育用に充つることを得ず、宗教の科目を倫理科として教授することを得ざるなり。然れども、私立の小學校にて、宗教々育をなすは法の干渉せざる所なり、又公立學校と雖ども、日曜日其他一日、父兄をして宗教の教育を兒童に與へしめんが爲め、授業を休ましめざるべからず。

第二、宗教的國民教育を與ふるもの。

現今歐洲中、小學校の課程に宗教的の教授をなすこと、最も多きものを、獨逸帝國となす、而して其宗教的の教育を與ふるものに、二種あり。

獨逸

(1) 單教學校、

(2) 復教學校、

是れなり。單教學校とは、一宗派の宗教を倫理科に於て授くるものにして、教員も亦其の宗派に屬する者の中より任命するものを云ふ。反之、復教學校は學校の學區内に於て、最も廣く行はるゝ二つ以上の宗教の教義を、其倫理科として、父兄の選擇によりて與ふるものを云ふ。

右二種の制度は、獨逸の諸國に並存するものなれども、其の多數を占むるものは、單教學校なり。然れども、宗教外の科目即ち歴史、地理、讀書の如き科目は、全く宗教との關係を離れて、教授せざる可からざることは、分離主義における諸國と異なることなし。又信教自由の原則の結果として、何れの宗教にも屬せざる子弟に宗教的教育を強制すること能はざるは、言を俟たざる所なり。

獨逸帝國中、李滯西は、小學教育に關して、宗教の關係最も深く、其憲法に於ても之を規定せり。其第二十四條に曰く、

公立小學校の設備に就ては成るべく、信教上の關係を顧慮するを要す。
小學校に於ける宗教上の訓導は、當該教會之れを管理す。

李滯西

索遜

瓦敦堡

憲法に於て、斯くの如き規定あるは、他の諸國に類例なき所にして。李國が如何に宗教的の科目を尊重するかを知るに足る。

索遜王國に於ても、子弟は、其學校に於て、倫理科目として、自己の屬する宗教の教義を教授せらるゝを原則とす。一學區中の他教を信奉する少數者は、特立の小學校を設立することを得べく。其設けなき場合に於ては、其他の公立小學校に通學せしむることを得。若し此等の子弟が、自己の學區内に止まりて、教育をうくるときは、其學校の宗教料を免ぜらるゝものとす。但し何れの教會にも屬せざる異教者の子弟は、公認教會に屬する宗教々育を、小學校に於て受けざるべからず。又宗教々育に従事する教員は、一般に、其宗教に對して忠實を守るの誓約をなすことを要す。

瓦敦堡王國に於ても、等しく其公立小學校は、必ず一の教派に屬する宗教の教義を教ゆるを要し。教授の任に當る教員も亦其の教派に屬するものとす。但し生徒の入學は、其教派の信徒の子弟たるを否とを問はず、之を許すものとす。若し、一町村の住民互に信教を異にするときは、其學校の教育は、信徒の戸數最も多

きものによりて定む。而して、其町村内に、六十戸以上の信徒あるときは、少數者と雖ども、亦學校の設立を請求することを得べし。若し、特設の學校なきときは、近村の同宗學校に入學せしむることを得べく、又近村の同信者と共に、學校を設立することを得べし。

唯猶太教を奉ずる者には、之と規定を異にして、若し該教徒にして自己の費用を以て小學校を設立すること能はざるときは、其子は、總て基督教の小學校に入學せしめざるべからず。

次に、同國における教育行政に就て述べれば。

(1) 小學校に於ては、其教派に屬する牧師、政府の委任により、其區内の小學校を監督し、町村學務會、之れを扶助す。

(2) 一郡内の小學校に於ては、新教(ルーテル教と加特力教と)によりて、其監督機關を異にす。

(a) 新教には、新教々務參事會あり、小學事務につきては二人の學務官、特別委員となりて、之を司る。

(b) 加特力教には、加特力教參事會ありて、學務監督の任に當り、小學事務につきては、一人の特別委員あり。

此等の監督應におきては、學制に關する法律の實行を監督し、教員の檢定及び任命を司り、其他校舍の維持及び學校基金の保存等を管理するものとす。

猶太教派の小學校は、(1) 第一次に、同學區内多數を有する教派の牧師の監督を受け、(2) 第二次には、該牧師の教派に従ひ、新教々務參事會又は加特力教參事會之を統轄するものとす。

丁抹

又彼の丁抹國の如きも、明に宗教と教育とを联接せるものにして、普通小學校は、みな「ルーテル」教を基本とし、牧師は其監督に參與するの權あり。即ち、其學校の學務委員として、其町村より選出する者の外、牧師をも加ふるものとせり。又其上に監督權を行ふ學務監督應に於ても、其地における高等牧師をして、之に參與すべきものとす。

第三、以上二者の中間にあるもの。

以上述ぶるが如く、佛國主義は、教育と宗教とを分離せしめむとし、獨逸主義に於

英吉利

は、兩者の聯絡を維持せんとす。而して、其の中間にありて、何れとも決し難きものを英國主義となす。

英國主義は、之を分析すれば左の如し。

(1) 原則としては、教育宗教分離の主義を採り、教員は僧侶を以て任ずることを得ず。

(2) 但し、以上の制限内に於て、一般的宗教の教義を教授することを得べし。然れども、其教義は、一般的たることを要し、或る特定せる教派の教義に偏することを得ず。

(3) 以上、一般的と云ひしは、其範圍を耶蘇諸教派に限りしものにして、總ての宗教を網羅せるにはあらず。

斯くの如く、英國にては、宗教的教育を施すことは、學校管理者の任意なりと雖ども、實際上、其の多數の學校に於ては、宗教科目を缺くと云ふ。然れども、日曜學校の設けありて、宗教々育をなすことは、合衆國におけることとなし。

第四、我國の制度。

宗教と國民教育の關係に就ては、我國に明白なる規定あり。明治三十二年八月文部省訓令第十二號に曰く、

一般の教育をして、宗教の外に特立せしむるは學政上、最も必要とす。依て官立、公立學校、及學科課程に關し法令の規定ある學校に於ては、課程外たりとも、宗教上の教育を施し、又は宗教上の儀式を行ふことを許さざるべし。之を以て、我國は純然たる分離主義を採用することを知るべし。而して、我國に於て倫理教育の基礎をなすものは、教育に關する勅語にあることは、吾人の言ふを俟たざる所なりとす。

第三篇 宗教内部組織論

第一章 概論

前篇に於て、國家と宗教との關係を説きたるを以て、本篇に於ては、宗教内部の組織につきて、論述せむと欲す。

宗教團體内部の組織は、甚だ國家の組織と相似たり。蓋し、國家は、人を以て成立の要素とする共同團體の大なるものなり。而して、宗教團體も、亦共同團體の一種にして、同じく人を以て組織し、其の結合大なるものなれば、其の組織の種類が、相類似するも、故なきにあらざるなり。

國家組織の分類は、種々あれども、通常、左の如く分つものとす。

- (1) 君主國體 (Monarchy.)
- (2) 貴族國體 (Aristocracy.)
- (3) 民主國體 (Democracy.)

宗教團體の組織の分類は、學者、各其の説を異にすれども、最も普通に行はるゝも

國家と教會の組織

國家組織

教會組織

國家組織と教會組織との比較

のは、左の如し。

- (1) 管長組織 (Episcopal)
- (イ) 一管長組織 (Mono-episcopal)
- (ロ) 數管長組織 (Poly-episcopal)
- (2) 長老組織 (Presbyterian)
- (3) 組合組織 (Congregational)
- (イ) 組合組織 (Congregational)
- (ロ) 獨立組織 (Independent)

今此の組織を國家の分類に比較するときは一管長組織は君主國體に相當し。其の中自ら專制君主制に相當するものと立憲君主制に相當するものあり。數管長組織は貴族國體に類似し、長老組織は寧ろ民主國體にして。組合組織に至りては、純然たる民主國體なり。而して、其の一種なる獨立組織は、合衆的民主國體に比すべきものなり。其の詳細に至りては、各章につきて、之を見るべし。今、簡易に之を表記すれば、左の如し。

教會中最小なるもの例

吾人は、次に如何なる宗教團體が、以上の三組織に該當するやを叙べんと欲す。されども、宗教團體は、非常に多くして、大なるものは數千萬の信者を包含すれども、小なるものに至りては、僅かに數十百人の集合を以て成るものもあり。今、千八百九十五年(明治二十八年)の調査によれば、米國に於ては、左の如き、小團體の存立するものありと云ふ。

「オールド、オーダー」派	教師七人	信者二百十四人
「シュウェンクヘルデアン」派	教師三人	信者三百六人
勝利教會 (Schwein Furt)	教師五人	信者三百八十四人
「フレンド、オブ、テムブル」	教師四人	信者三百四十人
黑人美以教會 (Colored Methodist)	教師五人	信者三百十九人
「ニュー、アイケリーア」派	教師一人	信者二十一人

君主國體——一管長組織

貴族國體——數管長組織

民主國體——長老組織及び組合組織

著名なるもの
例

改革長老教會

教師一人 信者三十七人

「アドナイシヨモ」派

教師一人 信者二十人

以上は、只一端をあげたるにすぎず。故に、今一々之れを列挙せんことは、不可能なりと雖も、其の最も有名なるものをあげれば、左の如し。

(一) 管長組織に属するものには、

(1) 羅馬加特力宗 (Roman Catholic Church.)

(2) 希臘宗

(3) 英國教宗 (Established Church of England.)

(4) 獨逸新教宗 (Evangelical Church)

(5) 米國一致美以監督教會

(6) 米國「メノン」派 (Menonites)

(7) 同胞教會

(8) 改革監督教會

(9) 福音協會

(10) 「アルメニア」教會

(11) 「モラヴィア」同胞教會 (Moravians.)

(12) 美以監督教會

(13) 南美以監督教會

(14) 加奈太美以教會

等にして、其他回々諸教も之れに属し、佛教神道の如きものも、亦之れに属す。
(二) 長老組織に属するものは、

(1) 蘇國教宗 (Established Church of Scotland)

(2) 蘇國自由教會 (Free Church of Scotland)

(3) 合衆長老教會 (United Presbyterian Church.)

(4) 「カルビン」宗

(5) 一致美以教會

(6) 米國改革教會

(7) 「バイブル、クリスチアンス」

- (8) 「ウエスレアン」改革同盟
 - (9) 「ウエスレアン」美以教會
 - (10) 「ウエスレアン」美以新派
 - (11) 元始美以教會
 - (12) 美以「プロテスタント」教會
- (三) 組合組織に屬するものには。
- (1) 組合諸教會 (Congregationalists.)
 - (2) 洗禮諸派の大部分 (Baptists.)
 - (3) 「ユニテリアン」宗唯一神教
 - (4) 「クエーカー」宗 (Quaker.) 即同朋宗 (Society of Friend)
 - (5) 「プリマス・ブレンメン」 (Prenouth Brethren)
 - (6) 再臨教 (Adventists)
 - (7) 皆濟教 (Universalists.)
 - (8) 「クリスチアン」同盟

管長組織の意義

- (9) 獨立教會
 - (10) 獨立美以教會
 - (11) 猶太教
 - (12) 上帝教會 (Church of God)
- 等とす。以下章を分ちて其の著名なるものにつき大體の組織を説くべし。

第二章 管長組織

第一節 概論

管長組織とは、既に説くが如く、君主國體に相當するものにして、上に立法行政司法の諸機能を總攬する、一名若くは數名の管長あり。僧侶に上下の階級を分ちて、各之れに従屬せる一定の権限 (Competenz) を與へ。而して、治者と被治者との區別は、裁然として分れ、法王、大教、正教、正の如きは、其の位一般の僧侶の上にあるて、其の職たるや、一宗内の諸事件を監督するものとす。

要之、管長組織の特質は、一宗の統治の全權が、管長の掌裡に存するにあり。勿論、

管長組織の種
類

管長組織の諸宗と雖ども、多くは議事機關たる會議を存置せり。然れども、これ只一の顧問府たるに止まりて、主權はこれに存せず。之れを以て、後に説明するが如く、羅馬加特力教宗の如きは、通常一宗の法律は、會議の協贊を経るものなれども。或は法王の獨斷を以て、之れを發布することあり。而して、二者共に法律として遵守すべき効力に至りては、同一なりとす。

管長組織の種類につきましては、學理上種々の分類あるべしと雖ども、今其の最も著名なるものをあぐれば。

第一。一管長組織及び數管長組織。

是れ即ち、人に由る分類にして、管長が一人なると數人なるとに由りて、分るものなり。勿論、數管長組織に於ても、各管長は全く獨立して、互に協力せざるものにあらず。若し此くの如くんば、數管長組織にあらずして、數箇の宗派に分裂せざんば、止まざるべし。數管長組織に於ては、各管長各其の配下を統轄するの全權を有するも、其の管長の間には會議を設けて、一宗總體に關する事件を決議することあり。此の決議に準據して、以て一宗の統一を

計るものとす。彼の希臘宗の如きは、即ち、此の數管長組織に屬す、然れども、一般には、一管長を以て組織するを、通常の例とす。

第二、高派教會及び低派教會。

此の分類は、管長たる資格に由りて、分たるものなり。即ち、

(甲) 高派教會の主張する所によれば。

(1) 管長は、使徒の繼續者にして、神權を以て職をとるものなり。之れを以て、管長は、教會の存在における絶對的必要の條件(Essentialia)なり。

(2) 管長の身分は、他の僧侶の身分と全く相異なれり。番に、程度に於て上下の階級あるのみにあらずして、種類(Species)に於て異なれり。

(乙) 低派教會の主張は、前者を緩和したるものにして。

(1) 前者の管長が、教會の存在に、絶對的必要條件なりとの説を排除して曰く。教會は、管長ありて後に、始めて生ずるものにあらず。教會ありて而して後に、管長あり。故に、教會には、管長をおくこと、固より自然のことなれども。其の存在たるや、(Essentialia)にあらずして、寧ろ(Naturalia)な

りと云ふべし。

(2) 又管長たる身分を以て、普通の僧侶と相異なれりとするは、可なり。然れども、管長も亦僧侶の一種たり。其の身分に於ては、他の高僧と差異あるにあらずして、唯其の職掌に於て、卓絶する所あるのみ。

第三、世襲管長組織・選定管長組織。

此の區別は、管長となる原因に於て分たるものなり。即ち、一管長、歿するときは、其の世子たるものが、當然其の職を襲ふものは、世襲管長組織にして、英國教宗の如きは、其の管長たる資格は、常に英國皇帝にありて、其の教會に下す詔敕の如き、Head of the Church of England、英國教宗の首長と稱せらるゝことあり。又我國に於ても、眞宗本願寺兩派の如きは、之れに屬す。然れども、管長組織の大部分は、選定の方法に由るものにして、彼の羅馬教宗を始めとして、諸宗派多く然らざるはなし。我國、佛教諸宗派も、多くは之れに屬するものとす。

以下、各宗派につき、一々、其の組織を説明せむ。

第二節 羅馬加特力教宗

羅馬加特力教宗 (Roman Catholic Church) とは、羅馬公宗の意なり。蓋し、羅馬を中心として、世界を統一すべき唯一の正教派を以て任ずればなり。加特力宗は、一宗中に派類を分たず、一總本山を羅馬に置き、法王を以て、之れが總管長となし、一切の主權を行使せしむ。

第一、法王。(Pope)

羅馬加特力教宗の大憲に曰く、「羅馬法王は、使徒彼得の後嗣なれば、基督の代理者と信じて、之れに従ふべし」と。即ち、法王は宗祖基督の代官として、此世界に君臨するものなり。法王は選舉によりて、代々相續するものなれども、傳燈相承して、此位に上れば、絶對の權力を有するものとなすなり。現代のレオ十三世 (Leo XIII) は、第一世彼得より、百〇三代に相當す。

然れども、之れに就ても、異説なきにあらず。即ち、法王權派と法老權派との別あり。

(1) 法王權派は、即ち前説を絶對に固守するものにして。曰く、神權を以て、在職

法王權に關する説

するものは、獨り法王あるのみ。他の凡ての高僧は、法王の授權によりて、始めて存在するものなりと。

(2) 反之、法老權派は、法老 (Cardinal) は、各他に由らずして、神權を有するものなりと。

但し、加特力教に於て、一般に行はるゝ説は、前者なりとす。

法王選定法

次に、法王選定の方法を述べん。

法王逝去するときは、其の任を繼ぐべき者を選定するが爲めに、法老會を開く。之れを稱して、選舉集會室 (Conclave) と云ふ。蓋し、法王選舉の權は、千二百四十七年以來、法老 (Cardinal) の掌中に歸したり。彼等は、羅馬における Quirinal Palace と稱する所に、集會す。爰には、多數の小房ありて、法老は、各自其の房に退く、選舉の時刻近くに從て、選舉集會室の戸は、只一ヶ處の闕を除くの外、悉く閉鎖せられ、此の開放せられたる一ヶ處の闕は、特に二重の錠を設けて、其の出入を嚴にせり。選舉法は、左の三種の一に、據るものとす。

(1) 靈感選舉。

凡ての法老が、豫め協議せずして、偶然、同一人を指名することを云ふ、然れども、近來、此の方法を使用せしことなし。

(2) 委任選舉。

法老が、選舉會に於て、一致を缺く場合に於て、若干名を互選して、選舉事務を一任するを云ふ。

(3) 投票選舉。

然れども、最も普通に行はるゝものは、此の方法なり。此の場合に於ては、法老各其の投票を取りて、其の表面に選舉者の姓名と、被選舉者の姓名とを、並書し、之れを密封して、神壇の上におき、各誓式を行ふ。此の式を了れば、投票を開き、其の票數、自己の書したるものを除きて、總數の三分の二以上を得たる者を以て當選者とす。若し、三分の二以上を得たる者なきときは、更に投票を行ふものとす。

選舉結了すれば、選舉集會室の一扉を開きて、法老中の事務長は、選舉の結果を告示す。此くの如くにして、法王の就職者決定するときは、盡く其の投票

法王の権力

を焼き棄つるなり。

法王の権力は、前既に説きたるが如く、全く、絶對無限のものなり。曾て獨逸のウー
ルヘルム皇帝が、ビスマルク公の輔佐により、羅馬加特力教に對して、所謂「開明戰
争」を挑み、彼の有名なる「五月法律等」を公布して、羅馬教徒を壓迫するや。千八百
七十三年、時の法王、ピウス九世は書を獨帝に送りて、曰く。

陛下よ、一度神の前に於て洗禮の式を享受したる者は、其の如何なる地位、如
何なる階級の人たるを問はず、等しく、皆教主即ち子に隸屬するものなり
といへり。又千八百六十八年、羅馬に召集せられたる「グチカン」宗會は、決議して
曰く。

教主は、使徒彼得の相承として、耶穌基督の眞正なる代理者として、全教會の
元首、全教徒の師父たる者なれば、全教會の上に立ちて、信仰及び道德の問題
に就ては、勿論、教會法上の措置に至るまで、解理決定するの權を有し。且之
れを、個々の教會の僧侶若は信者に對して、直接に行ふことを得。全世界至
る處、其の命令に服従すべきものなり。

法老

此等は、よく羅馬法王の地位を説明したるものにして、全く專制君主國たるの實
を有するものなり。故に法老を任命する權利の如きも、法王にあり。又指令布
達等を發するにも、法王の命をまたざるべからず。會議の協賛は、一の形式にす
ぎずして、會議にて議定するも、法王の認定を経ざれば、何等の效力を生せず。之
に反して、法王は、自己の獨斷を以て、諭達を發するも、亦完全なる效力を有するも
のなり。

第二行政機關。

法王の行政機關としては、數多の階級に分たれたる僧侶あり。各其の權限に由
りて、教會の行政を掌どるものとす。

法王の内閣を組織するものを、法老 (Cardinal) とす。法王は、絶對的の權力を有す
れども、宗務に關して、其の重要なるものは、法老會の議決を経るとを通例の手續
とす。之れを稱して「コンシストリー」(Consistory) と云ひ、七十人を以て定員とす。

國家に於て、大臣が入ては國務大臣として内閣を組織し、出ては各省の長官とし
て行政事務を分擔するが如く、法老も入ては、法老會を組織し、法王を輔弼すれど

大教正教正

も。出ては、又各分擔する所の法務ありて、之れが指揮監督の任に當る者なり。法老の特權としては、法王を選舉するの權あり。又法王に選舉せらるべき資格をも有し、法王は常に此の法老中より、推薦せらるゝものなり。

僧侶中、法老の次に位するものを、大教正(Archbishop)とす。大教正は、一宗の行政區劃たる大教區を掌るものなり。大教正の下には、教正(Bishop)あり。教正は、大教區の區劃たる、中教區の法務を指揮監督す。

大教正及び教正を任命するは、法王の權内にあること勿論なれども。國によりて、多少の相違あり。即ち、各國は、其の政府と法王との間に、宗教條約(Concordat)を結び、此の規定に従ひて、任命するなり。一般の例によるときは、其の國の王より、教正又は大教正に推舉せらるべき人名を、法王の下に上進し、以て法王の命を請ふ。法王、之れを認可するときは、其の位を授けらるゝものとす。以上の三者を總稱して、高僧と云ふ。之に對するものを、平僧とす。

法老

高僧 大教正

教正

平僧は、之れを分ちて、三種とす。曰く、寺僧、俗僧及び坊僧これなり。

第一、寺僧。

寺僧とは、一寺の禮拜、説教、儀式(出産、婚姻、死亡等につき)及び讀經等の如き、法務に従事するものを云ふ。之れを分ちて、更に正僧と權僧とになすことを得べし。正僧とは、寺院の住職となるべき者をいひ。權僧とは、其の補助執行機關たる者を云ふ。

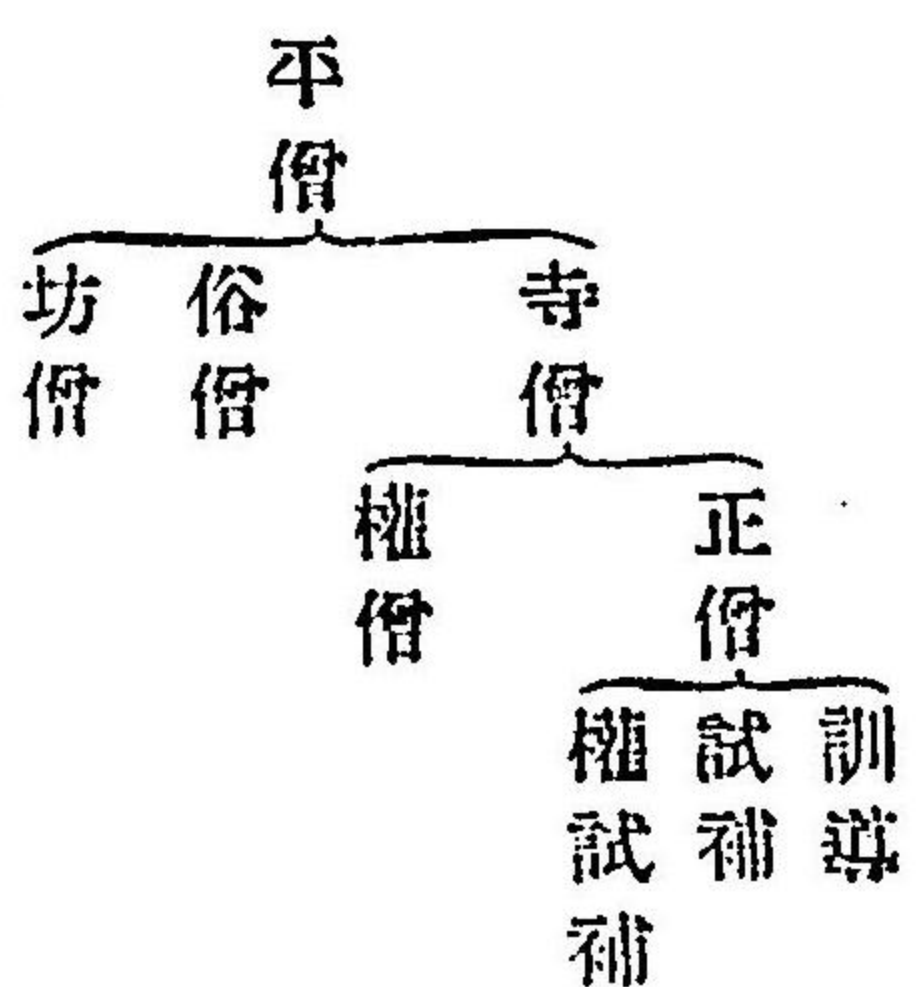
正僧には、訓導(Priest)試補(Diacon)及び權試補(Sub-diacon)あり。其の僧位、順次下より上に及ぶものとす。又權僧には、香僧、手傳、見習、小僧等あり。これは、一々説明する迄もなし。

第二、俗僧。

俗僧とは、純粹なる宗務、即ち拜禮、説教、讀經等を勤めずして、一宗に附屬的事業を經營するものを云ふ。宗内の學校、救貧院、育兒院、盲啞院等の監督、教訓の任に當る者の如き、是れなり。

第三、坊僧。

坊僧は、行政機關として説明するは、少しく當らざれども。兎に角平僧中の一種にして、全く世間を脱し、俗事を閑却して、坊庵中に起臥する者を云ふ。



第三、立法の機關。

國家の立法機關として國會があるが如く。羅馬教宗にも、亦會議體の機關あり。今、之れを分ちて、三種とす。曰く、總會議、大教區會議及び中教區會議是れなり。

第一、總會議。(或は萬國會議)

これ、羅馬加特力教宗全體の總會議にして、法王の下に、諸國の教正、大教正、悉

く相集りて、開會するものなり。

此の會議は、今日に至る迄、已に二十回を重ね、其の内一千八百六十九年十二月八日より、一千八百七十年十月二十日迄に開かれたる「ヴァチカン」會議を以て、最近とす。此の會議以前には、總會議の權力を以て、法王に勝るものと思はれる者、教會に少からざりしが。一旦法王無錯誤の教理、宣言せられてより、羅馬教徒は、また會議の權力を以て、法王に勝ることを、主張すること能はざるに至れり。

此くの如く、總會議は立法機關たれども、自ら法律を制定するの權能なくして、法律たる效力を生ずるには、必らず法王の認定を経ざるべからず。而して、或る場合に於ては、法王の獨斷を以て、總會議の協贊を経ずして、制定公布することあり。然るに其の效力に至りては、前者と少しも異なる所なし。故に、此の總會議は、國家の機關たる國會よりは、其の權能薄弱なるものにして、國會に於ては、法律協贊の任に當り、國會の議を経ずんば、たとひ君主の裁可あるも、法律と云ふを得ず。君主の直接に發するものは、稱して勅令と云ふ。

會議決議の效力は薄弱なり

學者或は英國教宗を以て、立憲君主國體に擬し、羅馬教宗を以て、專制君主國體に比するは、此の理由に基くなり。

第二、大教區會議。

是れ地方會議の一種にして、大教正の下に大教區内における諸教正相集まりて、其の區内に宣布すべき規則等に就きて決議するものなり。而して其の規則は、法王の認定を経べきは、前者に同じ。

第三、中教區會議。

中教區會議は、則ち各中教區に於て教正の下に開會せらるゝものにして、其の配下の寺僧を以て議員となす。

第四、司法機關。

司法機關は、即ち裁判所にして、國家に區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院等の區別あるが如く。羅馬教宗にも、中教區裁判所、大教區裁判所、法王廳裁判所の階級あり。中教區裁判所に訴追して、尙不服なるものは、大教區裁判所に控訴することを得べく。これにも不服なるときは、最高終審の裁判所として、法王廳に上告

することを得るなり。

第三節 英國教宗

英國教宗 (Established Church of England) は、大不列顛國中、英蘭及び威耳斯に行はるる所にして、其の現今の如き形體を具ふるに至りしは、顯理八世の時にあり。

第一、總管長。

英國教宗の總管長は、即ち英國皇帝なり。而して其の位は世襲にして、皇位と相伴へり。これ、羅馬教宗と大なる差異ある點なり。

皇帝を以て總管長とするの制度は、顯理八世のとき、一千五百三十四年に當り、國會の議決を経て、首長令を發したるときにあり。其の後、女王メーリーの御宇に及び、少しく馳廢せしが、エリザベス女王の位に即くや、努めて英國教宗の結合を計り、舊教的法令を廢して、首長令及び統一令を發し、寺院制度を改正して、茲に其の基礎を固ふするに至れり。

第二、行政區劃。

英國教宗の行政區劃は、先づ全國英蘭及び威耳斯を、二大教區に分つ。即ち、カン

ターベリー大教區 (Canterbury) 及びヨーク大教區 (York) 是れなり。カンターベリ大教區は、更に之を分ちて、二十四箇の中教區となし。ヨークの大教區は、更に分ちて、九箇の中教區となす。而して、其の下に、各數多の小教區あり。全國を通算すれば、三十三の中教區、一万四千の小教區を以て、成ると云ふ。

第一、大教區。

大教區の首長を、大教正 (Archbishop) とす。故に、英國教宗には、カンターベリの大教正と、ヨークの大教正とあり。共に、英國皇帝の命を承けて、其の區内の宗務を總括す。

此の二大教正は、其の資格及び權限に於て、固より同一なりと雖ども。其の席次に於ては、カンターベリの大教正を先とす。故に、カンターベリの大教正は、僧侶中の最高位に在り。加之、僧俗を通じて、英國皇帝の次に位するものは、則ち彼れなり。實際に於ては、皇帝は、總管長の名稱を存するのみにして、皇帝親ら宗務を總裁せずして、命令をカンターベリの大教正に傳へ、彼れをして、一般の宗教を總攬せしむ。

大教正は、其の資格を以て、終生貴族院に列せらるゝの權あり。然れども、其の地位は、其の上に出づ。例之、重罪の被告となりし場合に於ても、決して貴族院に於て、審問せらるゝことなく、又貴族の陪審官を用ふることもなし。

第二、中教區。

中教區には、其の首長として、各教正 (Bishop) 一人を置く。但しカンターベリ及びヨークの中教區に於ては、其の首長は、同時に大教區の首長たり。即ち、大教正は、教正の職を兼ね掌れり。

教正の下には、僧長 (Dean) 役僧 (Canon) 及び教正參事 (Archdeacon) あり。僧長は、其の職、教正に次ぎ、教區内の宗務を分擔して、教正を補佐するものをいひ。役僧は、又其の下にありて、宗務に従事するものなり。教正參事は、教正に隨從して、機務に參與する者を云ふ。故に、或は之を「教正の眼」と云ふ。教正の職務は、教區を總括するにあれども、之れを分析すれば、

- (1) 教區内の宗務を總裁すること。
- (2) 其の配下の末寺僧侶を監督すること。

教正の職務

- (3) 住職の進退賞罰等を行ふこと。
- (4) 僧侶の得度をなすこと。

其の他教正は、英國の上院に出席することを得但し其の數は二十四人とす。

第三、小教區。

小教區は、或は一箇の寺院を以て成るあり、或は二三箇の寺院を以て、成るものあり。故に、今主として、各寺院に就て、述べれば。

其の長たるものを牧師とす。牧師には、本牧師 (Parson or Rector) 副牧師 (Vicar) 補助牧師 (Curate) の三種あり。而して、補助牧師は、更に分れて、永久職務に従事する者と、然らざるものとあり。前者を稱して Perpetual Curate と云ひ、後者を稱して Assistant Curate と云ふ。而して、尙其の次に位するものあり、之を試補 (Deacon) と云ふ。

牧師の職務

牧師の職務は左の如し。

- (1) 寺院財産の所有者として、其の事務を監督すること。
- (2) 其の教區を視察するの責任あること。

其他の役員

- (3) 其の監督視察する所を、教正に報告すること。
- (4) 教正の命令を部下に傳達すること。

本牧師は、其の部内の十分一税 (Tithes) 其の他の奉納物を受くる全權を有するも、副牧師は、單に其の一部を受くる權利を有するにすぎず。

各寺院には、僧侶の外に俗人ありて、其の俗務を分擔す。之れを分て、世話人 (Church Warden) 副世話人 (Sidesmen) 及び事務員 (Vergers) の三とす。

世話人は、即ち檀家の總代にして、檀家中の長老篤志の者を選擧して、之れに當らしむ。其の職務は、寺院の俗務を總括し、及び會計を整理するにあり。

副世話人は、世話人を扶助する者にて、其の職務亦之れに同じ。事務員は、前二者の下にありて、一般の庶務に當るものなり。

今之れを表記すれば、左の如し。

本牧師 (Rector)

副牧師 (Vicar)

寺僧 永久的補助牧師 (Perpetual Curate)

僧位

寺院

- 一時的補助牧師 (Assistant Curate)
- 試補 (Dacon)
- 世話人 (Church Warden)
- 俗人 副世話人 (Sidesmen)
- 事務員 (Vergar)

第三僧位及僧侶の任命。

英國教宗に於ては、僧位を分ちて三とす。教正 (Bishop) 訓導 (Priest) 及び試補 (Dacon) これなり。此の教正は、僧位中最高の地位を占め、前述せる大教正及び教正を包括す。訓導は、主として住職に與ふる所の僧位にして、試補は、其の最下に位す。

教正 (Bishop)

僧位 訓導 (Priest)

試補 (Dacon)

而して、以上の僧侶全體を總稱して「クラーミー (Clergy)」と云ふ。今、之れを教區に從て、分類表記すれば、左の如し。

僧侶の任命手續

大教正 (Archbishop)

教正 (Bishop)

大中教區 僧長 (Dean)

役僧 (Canon)

教正參事 (Archdacon)

本牧師 (Rector)

副牧師 (Vicar)

補助牧師 (Curate)

試補 (Dacon)

寺院 僧

試補 (Dacon)

次に、僧侶任命の手續を述べんに、凡そ俗人にして、僧侶たらんと欲する者は、少くとも、左の四項を具備せざるへからず。

- (1) 學力
- (2) 操行
- (3) 信念
- (4) 一定の年齢

先づ、年齢に就ていへば、試補たらんとする者は、二十三歳以上。訓導は、二十四歳以上。教正は、三十歳以上たることを要す。

次に、學力に就ていへば。試補たらんとする者は、オックスホルド又はカンブリッジ大學の神學部を卒業するか、又は從來經歷せる神學校の卒業證、勤惰表、履歷書等によりて、其の學力を審査し、其の可なる者を任ずるものとす。

其他、教師となる際には、左の二項に就て、宣誓をなさざるべからず。

(1) 普通祈禱書及宗規三十九條の教旨を、尊奉すること。

(2) 總管長たる皇帝に服従すること。教正に従順なること。

第四立法會議

羅馬教宗が、專制君主國體に類似するが如く、英國教宗は、立憲君主國體に相似たり。凡て、教義に關する諸事件は、此の會議によりて之れを決し、又其の宗内に宣布すべき法律規則等は、凡て此の會議によりて定むるものとす。

而して、會議に、三種の別あり。曰く、大教區會議(Convocation)、中教區會議(Conference)及び小教區會議(Vestry)是れなり。

第一、大教區會議(Convocation)

大教區會議は、上下兩院を以て成る。(一)上院は中教區の教正を以て議員と

し(二)下院は、小教區より選出せる各代議員を以て組織せらる。而して、此の代議員なるものは、豫め中教區會議に於て各寺院の住職中より、推選せられしものなり。

大教區會議は、毎年一回之れを開き、皇帝は、會議を開くの勅語を發し、又之れと同時に、カンターベリーの大教正に命じて、兩大教區、各別に之れを開かしむ。皇帝は、凡て召集開會、停會閉會を命ずるの權を有す。

第二、中教區會議。(Conference)

中教區會議は、其教正所在地に於て、之れを開く。其の召集は、教正の命によるものとす。其の教區内における、各寺の住職は、召集の命に應じ、相會して、其教區内における教義に、關する事項を議定す。

第三、小教區會議。(Vestry)

其の議員は、教區内における凡ての信徒にして、其の寺院に會し、其の區内に關することを議定し。同時に、世話人(Churchwarden)の改選を行ふものとす。而して、其の期日は、毎年、耶穌上天の日とす。

第五〇〇〇〇〇〇

教宗司法裁判所は、分ちて三箇となす。曰く、中教區裁判所、大教區裁判所及び樞密院是れなり。

第一、中教區裁判所。

中教區裁判所は、又、クリスチアン裁判所とも云ひ、第一審をなす裁判所なり。教正は、其の職を司らしむる爲めに判事を任命するの權を有す。即ち、教正は裁判所に出席することなく、教正の任命せる判事が其の職を行ふものとす。而して、千六百〇三年の教會法(Canon Law)によれば、此の判事となるには、少くとも、學士の稱號を有するものたることを要すと云ふ。

第二、大教區裁判所。

中教區裁判所の判決に不服なる者は、進んで、大教區裁判所に控訴することを得べし。大教區裁判所は、即ち第二審を司る裁判所にして、カンターベリにあるものはアーチエス裁判所と云ひ、ヨークにあるものは、ヨーク衡平裁判所と云ひ。何れも、其の大教正によりて監督せらるるものとす。

判事としては、大教正、直接に自ら當ることなく、左の資格ある者、即ち、

- (1) 高等司法裁判所の判事を勤め英國教宗を信するもの。
 - (2) 十年以上辯護士の職に従事し、英國教宗を信するもの。
- 中より、皇帝認可を経て、任命するものとす。(千八百七十四年公衆禮拜條例)

第三、樞密院。

樞密院は、最高終審の宗教裁判所なり。即ち、大教區裁判所になしたる控訴の判決に對する上告裁判所なり。従前に於ては、大教區裁判所に對する上告は、衡平裁判所の國王部に訴ふるの規定なりしが、前述の公衆禮拜條例等により、樞密院の司法部の管轄に屬することゝなれり。

終りに、宗教裁判所の權限を述べんに、左の消極的の制限あり

- (1) 宗教裁判所は、凡て俗人に對して、裁判するの權能なし。
- (2) 宗教裁判所は、宗教法の解釋適用をなすに止まり、進んで、立法論に涉ることを得ず。即ち、宗教の主義は如何なるを可とするか、又宗教上の儀式は如何ならざるべからざるかを、獨斷するの權能なし。

宗教裁判所の權限

之れを以て、其の権能に屬する事項は、左の三者に限らるゝものとす。

- (1) 僧侶の信念及び教律に關する事項。
- (2) 教會の席次に影響する事項。
- (3) 會堂及び墓地に關する事項。

第四節 「エバングリカル」宗 (Evangelical)

「エバングリカル」宗は現今獨逸帝國殊に北部獨逸、李滯西等に行はるゝものにして、其の起源は彼の有名なるマルチン・ルーテル (Martin Luther) が、羅馬法王に對して、九十五箇條の詰問書を發し、次で「アウグスブルグ」信條二十二箇條を、一千五百五十五年(發布して、新に路悒宗即ち「プロテスタント」宗 (Protestant) を肇立せしに始まる。

斯くの如く、此の宗派の起源は、羅馬教宗に對して、改革を唱導し、管長專制組織に反抗して、新組織を開きたるものなれば、一種異様な制度を採るか如くに考へらるれども、今日實際行るゝ所の組織を見れば、尙ほ、管長組織を採るを見るなり。以下其の大要を述べし。

管長

獨逸帝國、殊に李滯西王國に於ては、曾て其の國內に行はるゝ所の、路悒宗及び「カ」ルビン」宗を結合して、一宗となさんことを努め、遂に、一千八百十七年に於て、李滯西政府の權力を以て、兩宗の結合を遂げ、稱して「エバングリカル」宗と云ふ。

路悒宗の教師奉職條規中に、左の一項あり。曰く、

一、國君の管轄は、福音の本義に適合するものなり、
と。見るべし、路悒宗又は「エバングリカル」宗の採る所の主義は、全く羅馬教宗に異なることを。之れを以て、此の宗派に於ては、國王を以て、一宗の總管長として推戴す。即ち、君主が教會に於て統治權を總攬するは、君位の繼承と共に、當然繼承するものとす。但し、教會の首長として、其の權力を行使するや、國家の機關たる政府によらずして、別に教會の機關によりて、之れを施用するものなり。即ち、宗教總務院 (Oberkirchenrath) これなり。

(註) 宗教總務院を以て、國王宗務行政の機關となすにつきては、異論なきにあらず。例之、ドゥーヴェー氏は、其の著教會法に於て、(第五百八頁) 今日に於ては、君主は最早往時の如き地位にあるものにあらずして、寧ろ宗教總務院を

以て、主動者となさざるべからずといへり。然れどもこれ制度論と事實論とを混同したるものにして、成る程、實際上に於ては、國君は成る可く教會に干涉することを避くるの方針を採れるを以て、ドーヴェー氏のいふ所の如くならんが、制度論としては此の說に賛成すること能はざるなり。

宗教總務院

宗教總務院は、國王に代りて、一宗内の宗務殊に教會の立法を掌るものなり、然れども、事態重大なるものに就ては、國王の許可を得ざるべからず。是れ、君主が所謂統教權を有するに止まらずして、治教權を有すと云ふ所以なりとす。

教務院

宗教總務院の下には、各府縣に教務院(Consistorium)なる會議體を置く。其の議員は、其の府縣教部課の役員と、其部内の住職とを以て、組織す。又別に、各府縣に一名宛の教監を置き、宗教行政を司らしむ。

教監の下には、各小教區に監主なるものありて、其の區内の宗務を統ぶ。此の監主を任命するの權は、各府縣の教務院にあり。同院之れを議定し、國王の認可を得て、之れを與ふるものとす。

「シノッド」

以上述べたる教務院の外に、猶ほ「シノッド」(Synod)と稱する合議體あり。此の合議

體の職務とする所は、教區内の人民は、寺院に收納すべき納税の義務あるが故に、其の租税徴收の方法に就て、協議するためにして、全く教務院の採る所ると、異なり。其の他の事務は、みな教務院の司る所たり。

「シノッド」會議は、之れを分ちて三とす。曰く、總會府郡會郡區會これなり。議員は、僧侶三分の一、俗人三分の二より組織せられ、小教區より選舉せらるゝ者なり。總會は、全國中の大會にして、六年一回之れを開くを以て、常則とす。其の會議の期日は、豫め之れを定む。

第五節 希臘宗

希臘宗は、基督教の東方に分れたるものにして、自ら希臘正宗教(Greek Orthodox Church)と稱す。其の希臘宗の名あるは、東羅馬帝國即ち希臘帝國に起りたるが故なり。

希臘宗も、亦管長組織の一種類に屬すれども、以上述べ來りたる者とは、趣を異にし、多管長組織をなすものなり。即ち、一管長組織を以て、君主國體に比するときは、此の組織は、貴族國體に類似するものなり。

多管長組織

此くの如く、希臘宗には數名の管長ありて、各獨立して其の部下を支配し、各自其の本據とする本山あり。而して、之れを統括する、總管長及び總本山なし。只其の諸管長の間に、時々會議を開きて、宗規の統一を計り、意思の疎通を求むるあるのみ。

管長

希臘宗の管長は、法長即ち「パトリアーク」(Patriarch)と云ひ、左の四箇處に定住す。

- (1) コンスタンチノーブル (Constantinople) 法長
- (2) アレキサンドリア (Alexandria) 法長
- (3) アンチヨーク (Antioch) 法長
- (4) ジェルサレム (Jerusalem) 法長

此の四法長は、其の權限に於ては、同一なれども、コンスタンチノーブルの法長を以て、上席におき、法長の首部となす。

(註) 茲に説く所の希臘宗には、露西亞及び希臘兩國の希臘宗を包含せず。露西亞における管長は、即ち露西亞皇帝にして、希臘王國に於ては、教務院之れを統督す。故に、一般に廣く希臘宗を論ずるときは、其の首部は、コンスタ

僧侶

ンチノーブル、シントペートルスボルグ及びアゼンスにありと云ふべし。蓋し、露國に於ては、希臘宗に獨立して國教を定むるや、モスコフ府に法長をおきて、全教會を統括せしめたりしが、彼得大帝は、國內における至高の權力は、唯一にして數多あるを不可なりとし、斷然法長獨裁の制を廢止し、爾後皇帝の名を以て、實務を統治することとし、一千七百二十一年之れを公布し、次て、一千七百九十七年、皇位繼承法を制定するや、其の第四十二條に於て、皇帝を以て、教會の首長とすることを明記せり。

希臘宗に於ては、法長の下に、種々の僧侶を置く。即ち、主教正(Metropolitan)大教正(Archbishop)教正(Bishop)訓導(Priest)試補(Daemon)等、これなり。此の中、主教正は、其の位階、法長につぐものにして、一國の首府に住する教正を云ふ。教正以上は、之れを高僧とし、以下は平僧とす。平僧は、また僧坊及び俗僧に分つことあり。而して、坊僧を稱して、黒僧といひ、俗僧を稱して、白僧と云ふことあるは、其の着する所の法衣に従ひて呼唱するによる。

法長 (Patriarch)

高僧	
主教正 (Metropolitan)	
大教正 (Archbishop)	
教正 (Bishop)	
平僧	
訓導 (Priest)	
試補 (Deacon)	

而して、訓導試補等の平僧に限りて、一生一回の妻帯を許可せらる。

第三章 長老組織

第一節 概論

長老組織とは、管長をおかず教正を設けず本山をも有せざる、一種の組織にして、其の宗内の僧侶及び信徒たる長老相合して、會議體を組織し、之れに由りて、立法司法行政の權力を行使するものを云ふ。

英語の長老即ち「プレズビター」(Presbyter)はもと希臘語の「プレズビテロス」(Presbyteros)に出で、年長者の義にして、其の淵源甚だ古しと稱せらる。今其の證據とし

管長組織に
反す

て、學者のいふ所を聞くに、彼のイスラエル (Israel) は、即ち古代の長老にして、摩西 (Moses) が、其の眞エトルの助言を入れて、指命したるものなりと。而して、彼等が管長組織に反對して主張する點は、耶蘇も其の使徒も、長老に勝れる職員を設けたることなしと云ふに在り。又新約全書に、少年は長老に服従すべしとの格言は、彼等か由りて以て、長老政體の基礎となしたる所なり。之れを要するに、長老政體は、其の起源由來より觀察して、救世主基督を以て、教會唯一の首長と仰ぎ、其の他の者は、皆同一なりと云ふに在り。

此くの如く、長老組織は、無階級説を基礎とし、所謂かの「僧正もなく王もなし」といへる語を以て、其の特色を表示せり。即ち、其の主張を聞くに、曰く。使徒等の制定したる教徒は、唯一階級あるのみ。凡て、教職にある者は、其の神托をうくるに於て、同一なり。僧徒たるものは、本來同一にして、階位の差別又は監督權を認むるが如きは、不可なりと。而して、彼等は、教會主權の所在を、以て、會議を組織する僧俗の職員に歸せり。

以上述ぶるが如く、長老教會は、一方に於て、無階級説を主張し、管長組織に反對す

す
獨立組織に反

ると同時に。一方に於ては、極端なる獨立說即ち教會箇々の絶對自治を主張する獨立組織 (Independent) に對しても、均しく反對せり。彼等は、立法、行政、司法の權力を掌握する、諸種の會議を設け、上下の階級を定め、以て小より漸次大に及ばしむ。通常此の會議を、四階級に分てども、或は四階級以下なることあり。長老組織の起源は、其の源を歐洲大陸に發したりといへども。其の組織が完成の域に達せるは、蘇蘭に在り。故に、今茲に、其の模範として之れを説くべし。

第二節 蘇蘭教宗

蘇蘭は、元來、英蘭と同一の教會に屬したりしが。第十六七世紀の頃に當りて、國王は、其の管長組織を利用して、壓制を僧侶及び信徒に加へたりしかば。遂ひに分離して、一宗を興すに至れり。時に一千六百八十九年に於て、稱して蘇蘭教宗 (Established Church of Scotland) と云ひ、其の教會權利の要求に於て、宣言して曰く、教會における長老以上は、古來吾國の大害物にして、之れを許すべきものにあらずと。

現今に於ては、蘇蘭に、三種の宗派あり。即ち、

- (1) 蘇蘭教宗 (Established Church of Scotland.)
- (2) 蘇蘭自由宗 (Free Church of Scotland.)
- (3) 合衆長老宗 (United Presbyterian Church.)

是れなり。後二者は、前者より分離したるものにして、(2)は千八百四十七年(3)は千八百四十三年(合稱して非國教宗といふ。然れども、其の教會の組織に至りては、三者共に長老組織にして、全く同一なり。故に今蘇蘭教宗につきて論じ、其の他は之れを省畧せり。

蘇蘭教宗の組織は、四種の會議體によりて成る。即ち大會議 (General Assembly) 中會議 (Provincial Synod or Synod) 小會議 (Presbytery) 及び教會々議 (Kirk Session) とす。以下順次に説明すべし。

第一、教會々議 (Kirk Session)

教會々議は、會議中の最も小なるものにして、其の基礎をなす。即ち、各寺院各一の教會々議を開くものとす。教會々議の議員は、住職及び二人以上の長老 (Elder) より成る。長老は、男子

にして、家長たる信徒中より、之れを選擧するものとす。會議の議長は、住職之れに當る、稱して「モデレーター」(Moderator)と云ふ。而して、實際宗務を行ふに當り、長老は住職を輔佐し、且監督するものなり。

第二、小會議。(Presbytery)

寺院は、相連合して、茲に小教會をなし、以て小會議を開く。即ち、小會議は、教會々議の上級に在り。

小會議は、其の教區内における住職と、各寺院より選出せる(一名宛)長老とが、相會して、之れを成すものとす。又其の教區内に、大學校又は神學校が存在する時は、其の教授も亦議員たることを得べし。但し、神學校の教授は、住職たる資格を有するものに限る。

開會は、毎月一回にして、住職中の一人を選定して、議長席につかしむ。之れを「モデレーター」(Moderator)と稱すること、教會々議に同じ。

第三、中會議。(Provincial Synod.)

此の會議區は、數箇の小會議區を連合して、組成せるものにして、其の位次、小

會議の上にある。

此會に列席する議員の資格は、小會議におけると同じく、議長推選の方法も亦同一なり。其の開期は、毎年二回とす。

第四、大會議。(General Assembly)

大會議は、蘇蘭教宗最高の會議にして、其の議員は、住職及び長老より成ること、他の會議に異なる所なし。即ち、議員選出の方法を述べれば。

(1) 全宗各小會議は、二名以上の住職と、一名以上の長老。

(2) 各市及び町は、一名の長老。

(3) 蘇蘭各大學は、一名の住職及び長老。

(4) 而して、今日に於ては、印度教會も、亦代表者を出せり。

開期は、一年一回にして、四月を以て、エチンボロー(Edinburgh)即ち蘇蘭の首都に開き、英國皇帝の使節、其の代表者として、臨席す。此の代表者は、多く蘇蘭に關係を有する貴族を以て、之れに任ずと雖も、必ずしも、教會の信者たることを要せざるなり。其の職務は、開會の命を傳ふるのみにして、毫も會議上

に關涉するの、權力なきものとす。之れを稱して、至尊代理者 (Loyal Commissioner or High Lord Commissioner) と云ふ。

大會議は、教會最上の立法府にして、且教會事項に關する最上の裁判所たり。大會の立法は、先づ之れを小會議に致し、次回の大會に報告をなさしめ、然る後議決すること、從來の規定なりき。(千六百九十七年公布境界條例)然るに、之れにては、自然遲延して不便なるが故に、大會は直ちに條規を、議定公布して、其の效力を認めたり。其の他、司法權の作用に由り、住職を懲戒し、俸給を沒收する等の處分をなすことを得べし。

大會議開會せざる時は、大會委員會 (Commission of Assembly) ありて、代りて其の事務を行ふ。委員は、必要の生じたる場合に於て、議長の召集令により、會合するものとす。

以上の會議を通じて立法に關する制限は、(一) 其の人に對する範圍は必らず教會員に限られざるべからず、(二) 而して其の發布したる條規は國家の法律と相牴觸せざることを要す。

蘇蘭自由宗
衆長老宗

行政上の處分としては、布教の許可を得て、試補 (Probationer) たらんとするには、其の議決を経ざるべからず。住職其の義務を怠るか、或は背教の嫌疑あるときは、之れを所罰せざるべからず。

司法權は、教會々員に宗教上の處罰を加へ、若くは住職を免するの權利を云ふ。其の第一審は、小會議に於てす。當事者にして、若し此の判決に不服なるときは、中會議に控訴することを得べく、更に大會議に上告することを得べし。

其他前述の如く、蘇蘭自由宗及び合衆長老宗は、其の組織全く蘇蘭教宗に同じければ、茲に之れを説かず。只、合衆長老宗にありては、其の規模稍小にして、會議の階級に、一を減ずるを見るのみ。

第三節 美以教會

美以 (Methodist) とは、正行者の意味なり。蓋し、其の起源たるや、十八世紀の初期に當り、英國オックスホルド大學の學士等、宗教上の結合をなしたるに始まる。其の首領ジョン・ウヰズレー (John Wesley) ショーショイトフィールド (George Whitfield) 等を始め、皆潛心宗務に盡瘁し、品行端正を以て名あり。故に、此の名ありと云ふ。

美以教會は、之れを三種に大別することを得べし。即ち、ウエスレアン美以教會カ
ルピニスチック美以教會及び美以エピスコパール教會、これなり。三者共に、其の
組織に於て、同一なるが故に、一括して述べんとす。

美以教會には、三種の會議あり。即ち、大會議、中會議及び小會議、これなり。
第一、大會議。

毎年一回宛、之れを開き、其の會に列席する議員に、僧俗の二種あり。共に、各
寺院より選出するものとす。

大會議は、之れを「コンヘレンス」(Conference)と云ひ、司法立法行政の三権最高
の行使者にして、ウエスレアン美以教會の如きは、牧師二百四十人、信者二百四
十人を以て成ると云ふ。

第二、中會議。

中會議は、毎年二回之れを開き、其列席議員の選定は、凡て大會議に同じ。議
長は、通常、大會議に於て、定むるものとす。

第三、小會議。

小會議は、各教會區内に於て、毎年四回、之れを開く。此の會に列席する者は、
其の教會區内の牧師、及び選定せられたる信徒なり。

第四章 組合組織

第一節 概論

組合組織の特
徴

組合組織(Congregational)は、前にあげたる管長組織及び長老組織と、全く相異なれ
るものにして、其の特徴をあげれば。

(1) 各寺院は、聖教典と戒規との爲に、同盟したる信者の團結にして、其れ自身完
備の教會なれば、其の寺院以外の宗教権によりて、支配せらるべきものに
あらずることを主張す。即ち、各寺院獨立にして、本山なるもの設けあらず
るなり。

(2) 右の如くにして、成れる各寺院は、其の意思の疎通を計り、彼此交誼を厚ふし
て、稗補せんがために、毎年一二回、一宗の連合會を開くものとす。然れども、
其の會の性質たるや、以有志の會合たるに止まりて、長老組織におけるが如

組合組織の種

く、一の會議體をなさざるものとす。

(3) 此の派に屬する信徒は、其の何人たるを問はず、其の教務を議定するにつき、同一の投票權を有す。而して、牧師も、亦上下の階級なく、みな同等の身分と權利とを有するものなり。一言以ていへば、組合組織は、平等主義を採る。

(4) 各寺院の主權は、檀家即ち寺院に屬する信徒にあり。之れを、他の組織體に比較するときは、

(a) 管長組織にありては、主權は、管長にあり。

(b) 長老組織にありては、主權は、住職及び長老を以て成る、會議にあり。

(c) 組合組織にありては、主權は、信徒にあり。

是れ、吾人か、此の組織を純然たる、民主國體に比する所以なり。

組合組織大體の性質は、右に述ぶるが如しと雖とも、此の中、二箇の分派ありて、各其の性質を異にす。即ち、

(1) 普通の組合組織 (Congregational)

(2) 獨立組織 (Independent)

獨立組織

是れなり。普通組合組織は、其の性質前に述ぶる所の如し。然るに、獨立組織にありては、(1) (3) (4) 性質は、全く前者に同じと雖も、(2) の性質を缺く。即ち、普通の組合組織に於ては、各寺の獨立を主張すと雖とも、其の獨立たるや、孤立的のものにあらずして、連合的の會合は妨げざるなり。然るに、獨立組織にありては、各寺の教徒は、各教旨を奉ずる他の寺院と、絶對的に分離し、何等の交通機關をも有せざるものなり。今左に、多少の變態あるものをも包含して、此の組織による宗派をあぐべし。

第二節 各論

第一、組合教宗。 (Congregational.)

組合教宗は、英國の非國教宗に屬し、現今英國并に亞米利加合衆國に行はる、此の宗派に屬する各寺院は、各獨立を稱へ、一寺の規則は、其の所屬の信徒の協議によりて、之れを定め。蘇蘭教宗又は合衆長老宗におけるが如く、上級會議なるものなし。唯、此の宗には、一宗の連合會ありて、毎年凡そ二回之れを開くものとす。然れども、其の性質、有志者の會合たるに止まりて、牧師又は信徒たる者が、必ずず

出席せざるべからざる義務を、負擔するにあらず。

又此の連合會に於て、協議する事項も、各寺院が遵山すべき效力を生ずるものにあらずして、只意思の疎通と、會員の裨益とを計るのみ。其の立法、行政、司法の權力は、各寺院之れを有し、信徒の協議によりて決するものにして、牧師を進退するが如きことも、亦同じ。

第二、洗禮教會。(Baptist.)

洗禮教會は、其の教義に於ては、(一)全身洗禮を主張し、(二)小兒洗禮に反對して、成人洗禮を稱ふ點に於て、他派と相異なれりと雖ども。其の組織に至りては、全く組合教宗に同じく、各寺獨立し、毎年一二回、有志連合會を開く。

第三、唯一神教。(Unitarian.)

「ユニテリアン」教も、其の教義に於ては、他の宗派と異り、三位一體説 (Trinitarian) に反對して、一神一體説を主張し、他宗が、神に、父の神子、の神、及聖靈の神あることを説き、基督を以て神となすに反して、基督を以て、神にあらずとするものなり。然れども、其の組織に至りては、別に本山もなく、會議もなく、各寺獨立して、唯連合

會を有するのみなること、他の組合組織の諸宗派に同じ。

第四、「クエーカー」宗。(Quaker.)

「クエーカー」宗は、一名同朋宗 (Society of Friends) と稱す。第十七世紀の頃、英國に起りしものにて、其信徒米國に移住せしもの多し。其「クエーカー」なる宗名を附するに至りしは、其の始祖ジョージ・フォックス (George Fox) 氏が、嘗て神を汚濁すと讒せられて、裁判官の審問を受くるに當り、汝を神語を聞て戰慄せよと叫びしを以て、法官之を嘲けりて、戰慄者 (Quaker) と稱せしに始まると云ふ。

「クエーカー」宗は、其の組織變態にして、直に組合組織に屬することを速断し難しと雖ども。組合組織の第一の特徴たる主權が、信徒に存する點に於て、同一なるか故に。暫らく、此の中に算入す。今、其の他宗に異なる點をあぐれば。

- (1) 「クエーカー」宗には、一定の寺院なし。唯、毎日曜日一處に相集りて、神に奉仕するのみ。之れを、同朋集會所と云ふ。故に、信徒の集る所、みな同朋集會所なるやの觀あり。而して、嘗に之れに止まらず。

- (2) 「クエーカー」宗には、僧侶なるものなく、又外形上の禮典儀式は、一切之れを斥

其特徴

けて用ひず。洗禮供養晩餐禮祭服神壇講坐音樂の如きも、全くなくして、只各人靜坐默思し、同朋中説教せんと欲する者は説教し、祈禱せんと欲する者は祈禱をなす。蓋し此の宗の本義は、専ら内界に神を出現せしめ、精神を以て之れに奉仕することに存すればなり。英國にて、此の主義を採るものは、他に「プレマス、ブレスレン」(Plemons, Brethren)あるのみ。

(3)「クエーカー」宗には、年會四季會月次會及び小會等の會議あり。以て、一宗の宗務を處理す。此の點は、聊か長老組織に類する所なり。之れを要するに、「クエーカー」宗は、主として、組合組織に類似し、之れに長老組織を加味したるものなり。

第五、猶太教。

人の知るか如く、猶太教は、其の由來する所甚だ古く、アブラハム(Abraham)「今より殆ど四千年前」及び摩西(Moses)「今より三千二百年前」の創設する所なりと稱す。其の特徴は(一)基督を以て神の子となすことを許さず(二)基督の紀元を用ひず(三)土曜日を以て安息日となし、曆日は大陰曆による等にあることも、亦人の熟知する所なり。

猶太教も、亦其の組織變態にして、純然たる組合組織又は獨立組織中に入るべからざるに似たり。然れども、各寺院がみな獨立を稱へ、他の寺院と全く關係なきか如きは、獨立組織に類似するを以て、茲に之れを説明すべし。

猶太教は、各寺院セネゴグみな獨立を稱へ、信徒其の下に集りて、一教會區を成す。而して、此の教會區に關する宗務は、職員ケハの會議によりて議定す。各寺院、全く獨立して、他の寺院と、何等の關係なきことは、前述の如し。此の教會區の宗務を掌理する者に、三種あり。曰く、僧侶ケハ管理者、及び事務員ケハなり。

- (1) 僧侶には、住職ケハと小僧ケハあり。其の職務は、禮拜供養に關することを司るにあり。
- (2) 管理者は、之れを分ちて、三とす。
 - (a) 名譽役員は、毎月一回相會して、宗務を議する者にして、寺院の首腦たり。
 - (イ) 監督バシヤフ——は、其の數二人乃至三人にして、一年又は二年毎に改選す。其

の職務は、各寺の宗務を統括するにあり。其の中の一人を以て、寺院長となす。

(ロ) 管財人——は、専ら、財政整理の任に當る者をいふ。

(ハ) 救済者——とは、貧民の慈善に當る人をいふ。

(b) 検査員は、財政監視の地位に立つ者にして、毎年改選す。其の數二名なり。

(c) 營繕掛は、三年毎に改選し、其の數を五名とす。

(3) 事務員は、管理者の下にありて、其の指揮に従ひて、庶務に従事する者をいふ。要之、猶太教は、各寺の獨立を固守する點に於て、獨立組織に似たりと雖も、監督を置く點は、管長組織に似、會議に由りて決する點は、長老組織に似たり。混合の組織なりと、云ふの外なし。

第五章 我國に於ける宗教組織

現時我國における宗教は、神道佛教及び耶蘇教の諸派を、其の最たるものとす。

耶蘇教諸教宗の内部の組織は、以上述べし所なるが故に、之を省略すべく。茲に

は我國に特有なる、宗教組織に就て、述べんとす。

神佛二教は、既に第二篇に於て掲げしが如く、其の宗派は、非常に多數に分岐せり。即ち、神道に十二教派あり、佛教には四十九宗派あり。而して其の内部の組織に就ても、大體に於ては、大なる差異なしと雖も。其の詳細なる點に至りては、各宗派各其の組織を異にし、其委曲を盡すは到底數十の紙數の能くする所にあらず。故に、吾人は、今茲には、佛教諸宗派に就きて、其大體を説明せむとす。

神佛二教が大體に於て、同一なる點は、皆管長組織を探るに在り。即ち、國家における、君主國體に類似する形體をとること、各教派各宗派皆然り。蓋し一國の國體と、其國に存在する主なる宗教組織とは、微妙なる關係を有するものにして、英吉利、李滯西、伊太利、露西亞、埃太利、西班牙、葡萄牙等の如く、其國自身が、君主を戴く國體に於ては、其國內に存在する宗教は、多く管長組織による。然るに、北米合衆國の如くに、民王國體を以て立つ國に於ては、其宗教も、亦獨立組織若くは長老組織のもの多數を占む。(但し、一概に、之を斷定すること能はず。例之、佛國の如きは、共和主義の國體なれども、管長組織の加特力教が行はるゝ如し。これ、沿革

國體と宗教組織との關係

宗制寺法

上、又は人民の性質上、特殊の事情あるを以てなり。由是觀之、我日本帝國に於て、管長組織の宗教が存在するは、洵に事理の當然と云ふべし。惟ふに、國家と云ひ、又種々の團體結社と云ふも、畢竟人民の氣風性格の發現に外ならざるものなれば、國體と宗教の組織とが、相一致するも、偶然なるが如くにして、其實、偶然にあらざるなり。

佛教諸宗派の内部の組織を規定する條規は、之を「宗制寺法」と稱するを常とす。然れども、宗派によりて、一ならず。或は綱目、臨濟宗妙心寺派と云ひ、或は宗典、臨濟宗建長寺派及び圓覺寺派、真言宗等と云ひ、或は憲章、天台宗と云ふが如し。是れ一國の憲法々典に相當するものにして、通常、之を分て二となし。宗制に於ては、宗派全體に關する組織を規定し、寺法に於て、特に之を組織する各寺につきて、規定せり。而して此「宗制寺法」に對して、「宗規」なるものあり。「宗制寺法」につきて、更に詳細なる規定をなすものとす。今、此「宗制寺法」の概要を擧げん。

第一、管長。

前述の如く、一宗派に管長を設くるとは、佛教及び神道各派に通じて、例外なし。

然れども、管長を選定するにつきては、其規定區々たり。今、之を大別すれば、左の四種となる。

- (1) 管長を總本山住職の世襲とするもの。
- (2) 大本山數個あるとき、其住職交代して、之に當るもの。
- (3) 豫め資格を定め、以て繼承の順序を一定せるもの。
- (4) 公選によるもの。

第一、管長の職を、本山住職の世襲とするものは、眞宗本願寺派及び大谷派の二となす。又其宗制によれば、新門跡、管長の世子、丁年に達したるときは、之を副管長として、管長を補翼し、宗派の事務に參與せしめ、或は管長を代理することあり。又融通念佛宗に於ては、原則として、世襲主義を採り、中本山法明寺住職を以て之に充つると雖も、若し官の認可を得ざるときは、例外として、公選の法によりて之を定む。

第二、大本山の住職交代して、管長の任に當る者には、法相宗、眞言宗等あり。各一定の任期を定め、以て後任者に讓位す、而して、法相宗は三箇の大本山を以てし、眞

世襲

交代

資格の順序

言宗は、十八箇の大本山を以てす。

第三。豫め、一定の資格を定めて、其繼承の順序を定むる者には、天台宗あり。即ち、其規定によれば、天台座主(管長)たることを得る者は、探題たる者に限り。探題たる者二人以上あるときは、(1)教職の等級(2)補任日附の前後(3)法龍の高下(4)年齢に依りて定め。尚之を決する能はざるときは、抽籤によるものとす。

公選

第四。公選によるものは、最も多数を占め。其の任期には、一定の期限を附し、選舉權及び被選舉權に、一定の制限あり。

管長の職務は、言ふ迄もなく、宗派統理の全權を總攬するものにして、住職の任免僧侶法階の認許及び懲戒賞與等をなし、内にありては、宗務所に依りて全般の宗務を處理し、外に對しては、一宗を代表するものとす。

管長なる名稱は、宗派によりては、別名を附するものあり。例之、天台宗にありては、座主と云ひ、眞宗本願寺派、大谷派にありては、法主と云ひ、眞言宗にありては、長者と云ふが如し。

第二。行政府。

宗務局

一宗の宗務を執行するには、本山に宗務局を置き、之に當らしむるを常とす。然れども、天台宗の如くに、本山の事務と一宗の事務とを區別し、一宗の事務は、宗務廳をして司らしめ、本山の事務は、別に執事等を置き、司らしむる者もあり。

宗務局には、通常執事若干名(其中殊に總理の職をあくことあり)及び庶務に従事する役僧若干名を以て成る。其選任の方法は、或は本山の特選によるものあり、或は公選によるものありて、一定せず。

宗機顧問

以上、宗務局の外、別に宗機顧問なるものを設け。管長の諮詢商議に參與し、及び諫議をなすの責任あるものあり、天台宗の如き、即ち是れなり。顧問は、天台座主の特選とし、碩徳智識を以て之に充つ。

宗務支局

地方行政としては、全國を數個の區劃に分ち、各區内に、宗務支局を設け。宗務局の監督の下に立たしむることは、各宗派皆然り。又東京には、特に支局を設置し、威望ある者を以て、之が局長たらしむるものあり。

第三。議會。

今世の立憲政體に倣ひ、各宗派皆宗會の設けあり。然れども、其組織に至りては

一院制

一院主義を採る者あり、二院主義を採る者あり。而して、其兩院の關係も、一國における上下兩院の關係とは、頗る其趣きを異にせり。而して、其中、多數宗派の採用する制度は、一院組織なりとす。

二院制

真宗大谷派の宗規によれば、宗會に上局會議及び議制會議の別あり。各局全く其議決事項を異にす。上局會議は、總務以下の役僧を以て組織し、特に重要な事項を議決す。議制局會議は、公選に成り、條例の創廢變更並に豫算等を議定するものとす。

參事會

臨濟宗建長寺派及び圓覺寺派には、宗會の外に、參事會あり。兩者の關係は、寧ろ一門の各府縣における縣會と、參事會との如し。即ち、宗會にては、豫算の議定をなし。參事會にては、豫算外の支出豫算費の支出等に就て、議定するものとす。

宗會の期日

宗會の開期は(1)毎年之を開くあり(2)隔年に之を開くあり(3)四年毎に開くものあり(4)五年に一回開くことを要すと規定するものありて、一定せず。議員の資格は、又區々たれども、其僧侶たることを要するに至りては、一なり。檀徒に議員たるの資格を與ふるが如きは、其例なし。又豫算の年度に至りても、一定せず。

議員の資格

真言宗の如きは、七月一日を起算點となせり。
第四。寺院。

寺院の種類

一宗には、必らず、一箇又は數個の本山と、數多の末寺とあり。而して、末寺は更に分れて數種となる。例之、直末寺、孫末寺、曾孫末寺、真言律宗別院、別格別院、支院、一般末寺、附屬寺、末寺、支坊(真宗大谷派)の如し、又別に寺格を定むるものあり。

住職、教師、僧侶、信徒

各寺院には、必らず、一名の住職を置く。住職は、教師として一定の資格あるものを以て、之に充つ。教師とは、僧侶中、布教の重任に堪ゆる者に就て、之を補任す。而して、其中、種々の階級あり。例之、大僧、正權大僧、正僧、正權僧、正大僧、都權大僧、都僧、都少僧、都權少僧、都大律師、中律師、律師、權律師、教師、試補(天台宗)と云ふが如し。僧侶とは、得度式を受けたる者を云ひ。融通念佛宗の如きは、別に尼衆なるものあり。又各寺院には、各之に附屬する信徒あり。寺院は、信徒名簿を調製して、備へ置かざるべからず。又信徒總代を定めて、宗務局に届出づるの義務あり。

第五。賞罰。

各宗派の教師、僧侶及檀信徒にして、褒賞す可き事項あるときは、其事項の大小に

褒賞

從ひ之を賞す。其分類は、各宗派に由て異れりと雖ども、一例をあぐれば、陞格陞班恩賜賞賜賞與褒詞眞宗大谷派佛光寺派眞正寺派等授褒狀與法服昇堂班眞宗三門寺派德號贈與住職榮轉法衣特許祖影授與法衣授與器物授與典籍授與賞辭交附(天台宗)等の如し。

懲罰

懲罰は、特に教師僧侶に對して行ふものにして、擯斥除名奪班停班降班譴責等の種類あり。又擅信徒に對しては、除名處分を行ふことあり。

第四篇 餘論

第一章 宇内平和論

第一節 宇内平和論の沿革

宗内の大勢

宇内の大勢は、戦争を以て始まり、平和を以て終るべきか。將た平和を以て始まり、戦争を以て終るべきやは、古來學者の論争の絶へざる所なり。佛國の系統を引ける自然法學者は、人類自然の状態なるものを人生の極致となし、人類の墮落によりて國家を生じ、人々相争ひ相闘ぐに至りしことを稱ふ。然るに、英國のトーマス・ホブズ氏(Thomas Hobbes)は、人の性はもと悪なり、人の自愛心(Selbstsucht)は、他人の自愛心と衝突を來すことあり。所謂「自然の状態」なるものに於ては、各人の各人に對する戦争が存するのみ、國家を組織し制度文物の整備によりて、茲に「治安の状態」を生ずるものなりといへり。又彼のルロア・ポリエー(Leroy Beauhieu)氏は、其の著「今代の國家」(L'etat moderne)に於て論じて曰く、最遠の時代にありては、國家は、外敵の侵略に對する、正當防衛の指揮者たり。内に不逞の徒を制し、外に

襲來の敵を防ぐは、古代國家の最も努めし所なりきと。山是觀之氏の説も、亦ホッ
ツプス氏と同論なるに似たり。然り而して、吾人の見る所を以てするも、亦宇内
の大勢は、益平和主義に傾くものなることを確信す。乞ふ、左に、平和論に關する
學説を沿革的に説述せむ。

太古の學者

今、人文の攻ふべきもの以後に就て見るに、太古已に平和論を主張せるものには、
彼の印度の「マニユー聖者」(Mani)の如きあり。支那に、舜堯の如きあり。耶蘇基
督の教旨も、平和を地に齎さんが爲めなることは、人の普く知る所なり。

希臘

希臘の哲學者プラトン (Platon) 氏の如き、早く平和的生活の理想的國家を想像し
たることありき。「アトランテッド」の國 (Atlantid) 中に、一の連邦ありて、互に戰をな
さず、平和的生活を營みしことは、其の著「共和論」(De Republica) 中に想像せし所な
り。其の後「パレンクエース」(Parrenques) なる人は、地中海の島に完全なる連邦
制を布きて、平和に生活せんことを期せり。又希臘時代には、「アンチヒクテオニ」
(Antichioni) ありて、「アゼン、スバルタ」等凡ての部落より代表者を出し、部落間のこ
とは、此の會議を以て決し、戰爭を廢止せんとの考を起せり。

羅馬

降て、羅馬時代に至るに、羅馬人は、元來勇猛にして戰を好み、四方を侵略するを以
て其の務となせしが、國力の増大するに従て、所謂「羅馬帝國世界統一策」を劃した
りしかば、懷柔平和の主義は其の國是となり、萬姓法 (Jus Gentium) を制定して外
人に權利を與へ、戰否を判定する合議所をひらきて、戰の正不正を論じたりと云
ふ。

中世

羅馬帝國以後、中世紀は、所謂「暗黒時代」(Dark Age) にして、野蠻人の侵略劇しく、諸侯
互に割據して封建の制を成せり。此際に當りても、耶蘇教は常に戰爭の害惡を
除かんことを努め、神の命令する平和なりと稱して、屢其の居中調停の任に當り
しことありき。

近世

中世紀の終り、封建制漸次に衰へて、近世の中央集權的國家を形成するや、茲に國
勢平均説出で、一國は妄りに他國を侵略し、また豺狼の慾を逞ふすること能はざ
るに至れり。第十七世紀の始め、ヒューゴ、グロウシウス (Hugo Grotius) は有名なる
著書「平和及戰爭における規則」を出せり。此著は、固より直接に平和に國際問題
を終局せしむるにつきて、十分なる効用なかりしも。間接に、平和論に幫助を與

へしことは、更に喋々を要せざるなり。

佛國王アンリ四世(Henri IV)は、從來世界に横はれる凡ての問題を各代表者を出して、會議によりて決定せんと企て。更に一步を進め、歐羅巴諸國の間に一の聯合會議を作り、歐洲を一大共和國として、生活せしめんことを企つるに至れり。其の後、同國の宣教師セン・ピエールは、其の意思を布衍して、永久平和の希圖なる著書をなして、世に公にせり。此の書は、平和主義に向ひて、一大貢獻をなせるものにして、氏は彼の「ウトレヒト條約(Vertrag der Utrecht)」を基礎として、世界一般に平和を保たんことを企てたり。

其の後に至りて、平和論者は踵を接して出て、ライブニッツ(Leibnitz) ウィルン(Wolf) ロック(Locke) モンテスキュー(Montesquieu) アダム・スミス(Adam Smith)等の大家も、亦之れを稱へたり。然れども、此の時代に至る迄は、其の平和論は、學者の空論に止まり、只人類の目的として、世界を平和に導かざるべからざることを稱ふるのみにして、未だ實際に行はるべき方法を講ぜし者なかりき。

英國實利派の開祖ベンサム(Bentham)氏は、此の問題を實際的に考へ、實地に行は

今代

る、道を講じたり。氏の説によれば、平和的生活は、漸を以て之れを成さざるべからず。其の方法として、國際法典を作らんと云ふにあり。然れども、一時に之れを作らず、從來の慣例及び一般的條約を以て一部分の法典を作り、數千百代の日子を経て其の目的を完成せんとするなり。氏は又一方に於て、軍備の減少を稱へ、殖民地も亦次第に獨立せしめ、漸を以て平和に赴かしめんとせり。

獨逸國に於ては、彼の有名なるカント(Immanuel Kant)氏は、其の哲學思想より論及して、人類の最終目的は平和にあることを説き、政治上より見るも、平和は政策の最美のものなることを斷言せり。然るに、ヘーゲル(Hegel)は、此の平和論に反對して、平和は到底行はるべきものにあらず、又必ずしも眞理にあらざることを説けり。然れども、思想界一般の風潮は、皆前説に傾けり。

更に、吾人は進んで、最近の状況を觀察するに、平和論は殆んど一般に契合せる定_チ理となりしことを斷言するものなり。彼の佛國の革命の如きは、血を流し人を殺して、或は平和論に反對なるが如くに見ゆれども、其の綱領の一は平和にてありき、其の所謂三大綱領なるものは、自由平等友誼の三者なり。故に、佛國革命は、

平和的戦争なりといふも不可なし。國際法學者は、更に平和を希ふの切なる、遂に私に國際法々典を作り、之れを以て實際に行はるべき模範を示すに至れり、彼のブルンチューリ (Bruntschul) ヒール (Field) ヒョーネー (Fore) 氏の如き是れなり。然るに、此平和の希望は、其效空しからず、實際上にも各國至る所に平和協會の設立を見るに至れり。彼の赤十字社の如きは、則ち其一なり。而して、此等の平和協會より、更に一步を進めて、萬國平和會を立つるの必要を感ぜり。其第一着に開かれたるものは、一千八百八十九年パリ大博覽會の時、其會議を開き、爾後ロンドン、ブラッセル等に之れを開き、或は國際法の原則につきて研究し、或は國際法の原則を實地に適用するの手段方法を講ぜり。其他、常設の國際法の學會に於ても、常に此目的のために活動せり。彼の國際法協會及び國際法編纂改良協會の如き、これなり。今や、社會の風潮は、一般に平和主義を以て至公至正の原則たることを是認し、宇内の大勢は、滔々として、此方向に向ひて進みつゝあり。

第二節 文明諸國の現状を論ず

前節に於て述ぶるが如く、平和論が私人たる資格に於て意見の公表せらるゝや、實に久しと云ふべし。然りと雖も、此の平和論が、一國の國是として、其の政策の上に現實せらるゝに至りしは、蓋し近世の事に屬す。

平和論の動機

惟ふに、其の之を促せし原因に至りては、固より學者政論家が熱心に主張したる議論の效、與りて力あるべし。然れども、尙他に各種の方面よりして、其勢力を得たるものなり。今、試に、之をあぐれば、

(1) 宗教の本義及び宣布は之れを要求せり。宗教の主張は、其宗派の異なるに従ひて、千差萬別なりと雖ども、殺伐殘忍の蠻風を嫌惡するや、一なり。而して、宗派によりては、非戰論を以て其の教義の一に數ふるものあり、彼の「クエーカー」宗即ち同朋宗の如きこれなり。また其の宣布に至りても、「モハメッド」教を除くの外は、皆平和の手段を探らざるものなし。

(2) 經濟貿易は、戦争の敵なり。二者兩立することを得ず。而して、近世紀に至りて、亞米利加の發見、蒸氣機關の發明以來、交通商業非常に繁榮となりしを

以て、自然に戦争を避忌するに至れり。

(3) 國務の多端となりしことも、亦明に戦争を減少せし一原因なり。蓋し、古代の國家に於ては、其組織單一にして、事務簡易なりしを以て、自然力を外國に注ぐの餘俗あり、又政策上之を便とせしこともありしなり。然るに、近世紀に及び、人文の發達に伴ひ、國家の組織複雑となり、事務多端にして、從て、力を外邦に展ぶるの氣を減殺せしめたり。

(4) 其他、各國の法律制度が、秩序を重んずること。文學工藝が、平和の天地に於てのみ、其の發達を見るを得べきこと等。皆、直接間接に、戦争を否認し、平和に與みするの好伴侶たらざるはなかりき。

第一、北米合衆國は、建國以來、平和主義を以て國是となせり。一千八百三十五年、合衆國にある一の平和協會は、マッサチューセツ州 (Massachusetts) の議會に對して、一の建議をなし、國際裁判所を設置し、國際問題を決定するに盡力せられんとを提起せり。而して、此建議は、其後七年を経て採用せられ、遂に此問題は、合衆國聯邦の會議に附せらるゝに至れり。合衆國の議會は、一千八百七十四年の會議を以て、

北米合衆國

此の建議を納れ。爾後米國は、外國と條約を結ぶに、一の約疑を設け、兩國間に起る紛議は、成るべく仲裁にありて、之れを決すべく。其の協議が整はざる場合に於て、始めて、戦争の手段を探ることを、規定するに至れり。

英國に於ては、第十九世紀の半に於て、コブデン (Cobden) プライツ (Bright) 等の平和論者は、巴理門の演壇に立ちて、熱心に之を主張せり。然るに、當時は、恰かも東方問題の喧しき際なりしかば、其主張は多く成效せざりき。然るに、一千八百七十三年、ヘンリー、リチャード (Henry Richard) 氏は、大に平和説の爲に力め、遂に其主張に基き、英國の巴理門は、政府より在外々交官に一般に訓令を發し、國際問題は、成るべく、先づ平和に終局するの道をとるべきことを命ずべきを議決せり。此議決は、實際事實として現はれたること尠きも。近年巴理門に於て、軍備擴張の費用を議するに當り、一議員は、當時の議決を引證して、之れに反對したるを見れば、其議決が、按外に潛勢力を有することを知るべし。

歐羅巴大陸に於て、其の議會にて、平和論の現はれしは、先づ指を伊太利に届すべし。一千八百六十年、カルバルデー氏之れを主張し、遂に徹兵の覺書を各國に送

英吉利

伊太利

附せり。越て千八百七十一年に至り、議會に平和論起りしも、實效なかりき。然るに千八百七十三年に於て、政治家として又學者として有名なるマンチニ氏は、(一) 國際裁判は、成るべく仲裁々判に附すること (二) 他國と條件をなすときは、約疑に之れを入るゝこと (三) 國際私法等につき、必要なる原則を條約に入るべきことの議按を、議會に提出して議決し。加之、氏は幾もなくして、入閣したるを以て、多少其の主張を實行せり。而して、千八百八十三年、伊國がモンテネグロ及び英吉利と條約を結ぶに際しても、此約疑を協定せり。

大陸諸國

此平和主義は、漸次歐洲各國を風靡し、和蘭、丁抹、諾威、葡萄牙、澳太利、洪牙利等の諸國の議會には、此の問題が提出せられ。爾後各自締結する條約は、必らず此の平和約款を入るゝことを決せり。故に、此平和主義は、公の性質を以ても、各國の是認する所となりしものといふべし。

獨逸

獨逸に於ては、獨り、此大勢に超然たるものゝ如し。即ち千八百七十年以來、聯邦中、其議會に平和論の現はれしものありしも、其力微々として振はず。而して、今帝に至りては、只管軍備の擴張に餘念なきものゝ如し。然れども、其の國交上の

地位より觀察して、戦争を不利として平和を唱導するに至りては、吾人の常に見聞する所なり。

佛國

次に、佛國は如何と云ふに、其の革命より以後、常に平和を以て主義とせり。此の議が國會に提起せられしは、千八百四十一年にして、フレデリック、ブシエー氏熱心に之を主張せり。以て千八百七十九年、八十七年の國會に於ても、提出せられ。遂に千八百八十八年には、平和説が國會の納るゝ所となり、提議の一部は採用せられ、將來條約を結ぶときは、成るべく仲裁約疑を加へて、國際問題を之に由りて、解決することとせり。

露西亞

最後に、露西亞は人々の知るが如く、彼得大帝の遺書に由り、世界統一策を計劃し、「北方の熊(Bear of the North)なる語は、列國をして心膽を寒らしめき。然れども、今帝に至り、ヘーグの万国平和會議を首唱するに至りしを以て見れば、亦公の性質に於て平和主義を採るものと見ることを得べし。或は、此提議は、露國の本心にあらざるやを説く者あれども、兎に角平和主義が、如何に、世界の好名辭なるかを説明して、餘りありと云ふべし。

結論

要之、現今各國の現状及び將來の大勢は、益平和主義に傾くものなることは、識者の均しく認むる所なり。吾人は、敢て或る一派の論者の如く、全世界が一の連邦若は合衆國たるの日あるを確信する者にあらず。又アンリ四世、ライプニッツ等の如く、世界一國主義を主張する者にあらずと雖も。前述の大勢は、動かすべからざるものなることを斷言するに、躊躇せざるなり。以上は、一國々是としての平和説なり、以下、更に進んで、各國の條約上にあらはれる、効果を見むとす。

第三節 ジュネーブ赤十字條約

従來の狀態

元來、古代に於ては、人民の風俗勇猛にして、殘忍なりしかば、敵と見れば直に捕へて之を慘殺せり。而して、其の負傷者の如きは、山野中に放擲して顧みざるが如き有様なりき。然るに、文明道德の進歩と、世界平和論の勢力とは、之を以て甚しき酷薄の處置なりとし、博愛の旗幟の下に、敵味方の區別なく、之れを施療救護するを以て、人類の大道なりと信ずるに至り。殊にクリミヤの戰に當り、ナイチンゲール女史(Nightingale)が、挺身して此事に盡力せしが如きは、人々の熟知する所

赤十字條約の
由來

なり。然れども、當時、尙之が爲に、列國間に條約を締結するには至らざりき。赤十字事業が條約として、各國の一致を経たるは、實に千八百六十四年八月二十二日、瑞西國ジュネーブ府に於て、瑞西國外十一國の間に締結せられたる、赤十字條約にあり。今、其の梗概を略述すべし。

ジュネーブの市民アンリ、デュナン(Henri Dunant)なる者、千八百五十九年の戰爭中、伊太利を漫遊しソルフェルノ(Solfelino)戰爭に於て、其の慘憺たる實況を觀察せり。當時、負傷者の苦惱せる状態は、氏に大感激を與へ、氏をして、ソルフェルノの紀念なる書を著すに至らしめたり。氏は、其の著書に於て、死に瀕せる負傷者が、列車に輸送せられて、カスチリオネ府に至りたるも、醫藥其他の設備の缺けたるがため、極めて酸鼻なる状態なりしことを、筆を極めて記述せり。而して、氏は遂に之を救済するの目的を以て、歐羅巴各國を漫遊し、志士仁人の同情を惹起せり。而して、其の結果、千八百六十三年十月二十六日を以て、歐羅巴の列強、及び各種の慈善團體をして、ジュネーブに會合せしむるに至れり。今日に於ては、歐洲の全部と、其他の文明國とは、皆之れに加盟し、國際法上の一大原則となるに至れり。今其の

赤十字條約の
内容

内容を摘記すれば、左の如し。

- (1) 戦地病院の局外中立。戦地假病院及び陸軍病院は、局外中立と看做し、患者若くは負傷者の該病院に在院の間は、交戦者之を保護して、侵すことなかるべきこと。
- (2) 救護者の局外中立。戦地假病院及び陸軍病院に於て、任用する人員、即ち監督員、醫員、事務員、負傷者運搬人并に説教者は、各其の本務に従事し、且負傷者の入院すべく若くは救助すべき者ある間は、局外中立の利益を享有するものとす。而して、其の病院は、敵軍の占領に係ると雖も、各員は、依然其の本務を行ふことを得べく、若くは其屬する隊に再び加はるため、退去することを得べし。
- (3) 負傷者の救護。負傷し又は疾病に罹りたる軍人は、何國の屬籍たるを論ぜず、之れを接受して、看護す。而して、治療後、兵役に堪へずと認めたる者は、其本國に送還すべく。患者負傷者退去するときは、其之を率ふる人員と共に、完全なる局外中立の取扱を受くることを得。

加盟國

- (4) 救助地の人民及收容家屋。負傷者を救助する土地の住民は、侵すことを得ず。且之をして、其の自由を得せしめざるべからず。交戦國の將官は、住民に慈善の舉を慫慂し、且慈善の舉に由りて、局外中立たるの資格を有することを得べき旨を、豫告するの責あるものとす。
 - 家屋内に負傷者を接受し、之を看護するときは、其家屋を犯すことを得ず。又自己の家屋に負傷者を接受する者は、戦時課税の一部を免かれ、且其の家屋を、軍隊の宿舍に供用することを免かるべし。
 - (5) 旗章及び臂章。陸軍病院、戦地病院并に患者、負傷者は、退去の標章として、赤十字を畫ける旗章を用ひ、且其の傍に必ず國旗をかゝるべし。又救護に従事する凡ての人員は、同じく赤十字を畫ける臂章を帶ぶることを要す。
- 當時、此の條約に加名調印せる者は、瑞西聯邦、バード大公國、白耳義國、丁抹、西班牙、佛蘭西、ヘッス、大公國、伊太利、和蘭、葡萄牙、字瀟、西瓦、敦堡、大公國等とす。而して、我、日本帝國も、千八百八十六年、明治十九年六月五日を以て、此條約に加盟するに至り。

第四節 海牙萬國平和會議

其由來

海牙における萬國平和會議は、最近の事實に屬し、露國皇帝の發議に成るものなり。露は、元來、蠶食并吞を以て國是となしたる者、而して今や此の舉あり。以て、宇内趨勢の趣く所を知るに餘りあるべし。

一千八百九十八年(明治三十年)八月十二日を以て、露國皇帝ニコラス二世陛下は、其の外務大臣をして、一の廻文を列國政府に送致せしめたり。其の趣意は、主として、近時各國が彼の武裝的平和の態度を探り、専ら兵備に全力を注ぎ、國臣民は殆んど之れが爲に生活するが如き状態にして、莫大の費用を負擔し、而して國家も亦之が爲め破産の究境に陥らんとするが故、之れが救済の手段を講ぜんと云ふにありき。

此發議の公表せらるゝや、各國政府及び人民の間に於て、議論沸騰せり。或は、これ露國の一の政策に非ずやと訝る者あり。即ち、露國は、目下財政困難のため、急速に其慾望を満足すべき軍備の擴張をなすこと能はざるを以て、此の好題目の下に準備の時期を緩ふし、徐ろに、封豕長蛇の慾を逞ふするものにあらずやと疑

其内容

ふ者すらありき。

然りと雖ども、露國の本意とする所は、奈邊に存するとするも、其の公文上の目的は、實に公正なるものにして、克く時弊に適中するものなりしを以て、各國之れに反對する者なく。露國政府は、此第一回の廻文に於て、列國の意向を確めたるが故に。更に第二の廻文を出して、其の會議の内容となるべき事項を發表せり。即ち、左の如し。

- (1) 軍備の縮少。或時期を定めて、陸海軍の現在の常備の兵役又は之れに對する軍費の豫算を増加せざる約束をなし、尙將來に於て、其人員及び費用も次第に減少する方法を採ること。
- (2) 戦時用の武器。陸海軍に於て、新たなる銃砲、新たなる爆發物を使用すること、及び現に使用する激烈なる爆發物の使用を、禁ずること。
- (3) 猛烈なる爆發物の制限。今日現在せる猛烈なる爆發物の使用を、直ちに制限し、又は之れを輕氣球より投ずるを、禁止すること。
- (4) 海戦用器具の制限。海戦に於て、潜行水雷、其の他之に類せる破壊を目的と

する器械の使用を禁ずること。其他、撞角軍艦の製造をなさざること。

(5) 赤十字條約の擴張。即ち千八百六十四年のジュネーブ赤十字條約を、海戦に適用すること。

(6) 救護用の船舶。海戦に於て、難船者を救助することに従事せる船舶を、不可侵とすること。

(7) 戦時法の改正。千八百七十四年のブラッセルの列國會議にて議せし所の戦時法を改正して、之を實行すること。

(8) 仲裁々判。仲裁々判の制度を設け、成るべく、事局を裁判的に終局すると。

以上の八種は、其提議にして、今之を總括するときは、左の三つとなる。

(1) 各國の軍備の擴張を止め、寧ろ縮少すること。

(2) 戦争の害惡を、減少すること。

(3) 事局を、成るべく裁判的に、終了すること。

會議は、千八百九十九年(明治三十二年)五月十八日に始まり、七月二十九日まで繼續せり。而して、第一の問題は、政治上、非常なる困難の問題にして、各國目今の趨

會議

三箇の條約

勢は寧ろ武裝的平和の爲め、軍備を擴張しつゝある勢なるが故に。もし強ひて、此問題を議せんとせば、會議に大紛擾を來すの虞れあり。故に、露國は、一般の風潮を察して、其提議を撤去せり。而して、第二第三の問題に至りては、大體に於て、各國の贊成を得、審議を重ねて、遂に其一部分を採用するに至れり。其結果、三箇の條約と、三箇の宣言とを議了して、各國の調印を得たり。三箇の條約とは、左の如し。

第一、國際紛争平和的處理條約。

即ち(3)にあげたる仲裁々判に関する條約なり。而して、其種類は、所謂採擇仲裁裁判に屬す。即ち、國際争議起りし場合に於て、當事者は、自己の意思にて、仲裁々判にて終局せんことを欲せば、成るべく、之に附す可しと云ふにあり。故に、其の效力たる、強勢のものとは云ふべからず。纔かに、初歩のものにすぎず。然れども、常に戦争を以て終局となせし時代に比すれば、著大なる進歩といはざるべからず。

第二、陸戦の法規慣例に関する條約。

即ち、北米合衆國における、南北戦争當時の訓令を基礎とし、千八百七十四年ブラッセル列國會議にて議せし所と、其後國際協會にて議せし所とを參酌して、實地に用ふべき點を條約とせり。これ、亦、一大進歩といはざるべからず。

第三、千八百六十四年赤十字條約の原則を、海戦に應用する條約。

即ち、軍用病院船を作ること。其の船舶は、捕獲の目的物となるを得ざること。中立港内に碇泊するも、軍艦と同視せられざることを。救護員の身體は、凡て使すべからざるものとする等。大體に於て、ジュネーブ條約陸戦の場合のみを規定すに似たり。

三箇の宣言書

次に、三箇の宣言書とは、左の如し。

第一、締盟國は、輕氣球上より、又は之に類似したる新なる他の方法に依り、投射物及爆裂物を投下することを、爾後五ヶ年間禁止すること。

第二、締盟國は、窒息せしむべき瓦斯又は有毒質の瓦斯を、散布するを唯一の目的とする、投射物の使用を、各自に禁止すること。

第三、締盟國は、外包硬固なる彈丸にして、其の外包中心の全部を蓋包せず、若は其

加盟國

の外包に截剋を施したるもの、如き、人體内に入れて容易に開展し、又は扁平と爲るべき彈丸の使用を、各自に禁止すること。

此の條約及び宣言は、千八百九十九年七月二十九日に、數ヶ國の全權委員にありて、調印濟となれり。即ち、獨逸、埃地利、洪牙利、白耳義、清丁抹、西班牙、亞米利加合衆國、墨西哥、佛蘭西、大不列顛、希臘、伊太利、日本、盧森堡、モンテネグロ、和蘭、波斯、葡萄牙、羅馬尼亞、露西亞、塞爾比亞、暹羅、瑞典、諾威、瑞西、土耳其、古勃、爾牙利の二十五國とす。

第二章 犯罪救濟論

第一節 刑罰論

第一款 概説

犯罪を救濟するに、二種の手段あり。則ち、一は、國家の權力に由りて刑罰を科するにあり。一は、志士仁人の感化に薰染せしむるにあり。今や、我國を始めとし、文明各國に於て、獄内に教師を置いて勸善の説教をなさしめ、獄外には感化院の設置ありて、不良少年を訓戒するあり。共に、慈悲博愛を旨とする宗教家の手を借

罪人の分類

らざるはなし。故に、吾輩は、茲に「宗教的事業」として犯罪救済論を説かむと欲す。罪人には、生來、三種の類別あるものなり。即ち、其(一)は、遺傳性の罪人にして、生れながらにして、犯罪人たる血統を繼承するものなり。是れ恰も悪性の疾病が、其子に遺傳するに同じ、彼の伊太利の學者ロムプロソ(Lombroso)は、罪人には罪人たる骨相ありて、子々孫々、其の遺傳を受くるものなることを説けり。吾人は、其説の果して、當れるや否やを知らずと雖ども、兎に角遺傳性の者は、社會を害すること大なり。其(二)は、慣習性の罪人にして、此世に生れて以來、教育の方法宜しきを得ず、漸次善良なる本心を喪失して、遂に悪業を行ふを以て、自ら耻づる所を知らざるのみならず、恰も人生の常業なるかの如くに考ふるに至る者なり。其(三)は、偶發性の犯人にして、性質不善なるにあらず、又悪事に感染したるものにあらず、只一時の機會に制せられて、偶然に良心を喪失して、犯罪を行ひたる者を云ふ。例之憤怒に乗じて、人を毆打するが如き、貧困兒が、途上の遺失物を拾得するが如きものにして、其情酌量すべく、社會を害すること、亦大ならざる者なり。以上の分類は、罪人大體の區分にして、罪人の性質異なるに従ひ、之に科する所の刑

刑罰の性質

罰及び勸善の方法も異らざるを得ざるは、恰も病人の健康、病質の差異によりて、之に投ずる醫藥の其處方を一にせざるが如し。故に、此區分は、頗る重要なるものといはざる可からず。次に、刑罰の性質に就て、一言せむに。刑罰とは、犯罪者を懲戒せんがために、之に蒙らす所の苦痛をいふ。故に、英語にて、刑罰の意を表はす「ペナル」(Penal) 又は「プニッシュ」(Punish)なる語も、其語源に依るときは、孰れも「ペイン」(Pain)即ち苦痛の意味を有するものなり。又支那文字に就て稽ふるも、刑罰の刑は、刀井に從ふ語源より、もと「刑」の字にして、即ち人が渴して井に下り、將に水を呑まんとするに當り、刀を抜き之を威嚇して、其水を呑むことを制するの意なり。又罰とは、刀馬に從ふと云ふ語源より來り、もと「罰」の字にして、即ち刀を持ちて人を罵るときは、其人怒て我に敵せんと欲するも、我力を恐れて我に敵すること能はざるを云ふなり。要之、刑罰の二字、共に其語源に「苦痛」の意味を有するものなり。蓋し、罪を犯したる者は、之を懲戒するには、尋常の手段を以ては、其功を奏せず、之れに蒙らすに、多少の苦痛を以てせざる可からざるを以てなり。然り而して、其刑罰は、如何なる

刑罰の種類

程度に於てすべきやの問題に對して、刑の種類を生ず。其一般に行はるゝものを分て三とす。曰く、身體刑及び自由刑、財産刑なり。財産刑は茲に姑らく省略し、前二者につき、款を分ちて説明すべし。

第二款 死刑の存否を論ず

身體刑にして、今尙存するものは、只死刑あるのみ。古代の法制史上、笞杖墨宮等の諸刑ありしも、其跡を斷てり。又其刑は一身に止まりて、所謂緣坐法によりて、父干兄弟等に及ぶことなし。是、刑法上に於ける、一大進歩といふ可し。

死刑廢止論

死刑の利害得失は、現今刑事學上重大なる問題に屬し、學者の説區々に岐れたり。死刑廢止論は、近頃盛に唱導せらるゝ所にして、今、其の説く所を聞くに曰く。

(1) 死刑は、正當なるものにあらず。人の生命は、よく之を奪ふべしと雖ども、更に之を與ふることを得ず、其の與ふべからざるものを奪ふは、これ、人が自ら有せざる所の権利を行ふものなり。人の自ら有せざる所の権利を行ふは、即ち、正當なるものと云ふことを得ずと。

(2) 死刑は、又必要なるものにあらず。往古野蠻の時代に於ては、死刑を行ふ

駁論

ことを必要とせしと雖ども、方今の文明社會に於て、死刑に代ふるに、之と同一の効力を生ずべき、特別の刑罰を以てするを得るときは、死刑を存置するの必要なしと。

然りと雖ども、死刑廢止論の如きは、予の信ずる所によれば、現今社會の實狀に適應せず、從て刑法上の原則として、採用すること能はざるものなり。何となれば、

(1) 死刑を科すべき者は、最も殘忍酸薄なる行爲をなしたる者に限る。此等の者は、實に社會の安寧秩序を紊亂し、國家の大本を動かさんとする者にして、一旦刑せらるゝも、決して其心を翻すものにあらず。彼等は、最も有毒質の寄生虫にして、其國家を毒害すること、尠少にあらず。而して、其の害惡を除くの方法は、唯死刑あるのみとせば、死刑の存置は、又國家の生存上、必要なる手段といはざるべからず。

(2) 論者、或は曰く、此種の罪人は、之に科するに、無期徒刑を以てし、終身社會に出づると能はざらしめば可なりと。然れども、無期徒刑の罪人が、社會に逸出するの機會、甚だ多きことを知らば、則ち論者と雖ども、必ず死刑の必要を認

ひるに至らん。即ち罪人は、破獄の方法により、又は大赦・特赦の恩命により、社會に出づるとを得べし。今日まで、屢猛犂の罪人を逸せしめて、毒を社會に流したるの例、實に千百にして足らざるなり。試に、一步を譲り、破獄又は恩赦のとなしとするも、或は獄吏を殺し、或は同囚を害して、獄中の安寧だも、猶ほ之を保つべからざらんとす。無期徒刑は、決して、死刑と同一の效力あるものにあらざるなり。

(3) 加之、之を實際に徴するに、罪人の最も恐るゝ所のものは、只死刑あるのみ。故に罪人を警戒するは、死刑に如くはなし。現に、死刑の犯人は、無期徒刑以下の犯人に比して、極めて少數なるを以て、知るべし。一言以ていへば、死刑は、最も犯罪を豫防するの、効果あるものなり。白耳義國に於ては、試験的に、千八百六十三年より千八百八十年に至る迄、死刑の特赦を許せり。然るに、其の結果、死刑に處すべき犯人の増加を來したること、甚しかりき。又獨逸國に於ても、其國の一部分に死刑廢止の制度を施さしに、千八百五十四年廢止前には、一年二百四十二人の割合なりしに、廢止後に於ては、其數以前に

倍蓰し、五百十八人の割合となれり。之を以て、ビスマルク公の意により、千八百七十年の刑法に於ては、死刑を存するに至れり。其他瑞西國に於ても、千八百七十四年死刑廢止後五年を経て、罪人の増加したること、七十五人に對する百人となれり。其他佛國に於ても、亦同一の現象を呈せしと云ふ。要之、人の生命を絶つは、忌むべきことなるが故に、理想として、死刑の廢止を唱導するは、可なりと雖ども、目今現實に之を施行すべしと云ふが如きは、必要に伴はざる迂論なりと云はざるべからず。數十百人の生命の惜しむべきを見て、數千万の同胞の安寧秩序を顧みざる、偏見なりと云はざるを得ざるなり。

第三款 監獄制度論

第一、自由刑の種類

自由刑とは、國家が、犯罪の制裁として、一私人の自由を剝奪するを云ふ、之に關して、二箇の制度あり、何ぞや。曰く、徒刑制及び監獄制、これなり。監獄制とは、囚徒を、國內の監獄に留置し、監獄法によりて、以て犯罪を防遏し、罪人を懲戒せむとするにあり。之に反して、徒刑制は、罪人を懲戒して、善人に化する

は極めて難事なるが故に、之を殖民地に徙し、一は以て社會のために其危険を除き、一は以て、殖民地の發達を計るべしと云ふにあり。英國の如きは、廣大の殖民地を有し、夙に徒刑制を採用して、犯罪人を濠洲に徙住せしめて、好結果を得たり。然れども、此主義は、多くの弊害を含有するものなり。即ち、

(1) 殖民地を開發するにつき、其の始めに當り、極惡の囚徒を使用するは、これ殖民地に、永久に、惡風を傳播するものなり。

(2) 此主義は囚徒を遇すること、多少寛大に流れ、自由を與ふることも、亦之を内地の獄舎にある者に比すれば、同日に論ずべからざるものあるが故に。内地の獄舎にある者は、此利益を得んことを希ひ、故らに重罪を犯して、徒刑に處せられむことを、希ふに至るべし。

(3) 加之、此主義によれば、囚徒を島地に發遣するにつき、莫大の費用を要すべし。之を以て、現今一般に、徒刑制を採用する者なく、みな監獄制度を採り、内地に於て刑を執行するに至れり。我國の如きも、刑罰の種類としては、徒刑・流刑なるものありと雖ども、これ單に其名目を存するに止まり、實際上に於ては、純然たる監獄

制をとるものなり、之を以て、以下専ら之につきて、説明すべし。

第二、監獄制度。

監獄制度の趣旨は、前述の如く、啻に犯罪を防遏するに止まらず、罪人を懲戒して、遷善悔悟せしむるにあるが故に。囚徒を遇するに、絶對的に苦痛を以て責むることをなさず、併せて、教育するの主義を採用し、或は、僧侶、教師等をして、説教をなさしめ、或は、品行善良なる者には、特赦の途を得せしむるものなり。監獄制度は、大別して、左の四種となすことを得べし。

(1) 雜居法。是れ、晝夜共に、囚徒を雜居せしむるものにして、其の弊害たるや、大なり。即ち、同囚相交り相語ること甚だ容易にして、不善不良の計劃をのみ研究し、益罪惡の念慮を増長せしめ、一旦放免せられて自由の身となるや、忽ち獄内に於て、教授せられたる所のものを以て之を實地に演じ、偶發性の罪人をも、遂に慣習性の者となすに至る。之を以て、歐米各國及び我國に於ても、今日に於ては、純然たる雜居法を採用するものなし。

現今一般に採用せらるゝ制度は、分類法・沈黙法及び獨房法とす。以下、簡單

短所

我國の現行制度

得失

に之を説明せむ。

(2) 分類法。 罪人を(一)或は年齢の區別により(二)或は男女の區別により(三)或は囚徒の性質により(四)或は犯罪の性質により、監房を異にして、起居せしむるものを云ふ。

我國の現行制度にては、(一)囚徒は各罪質に従ひて、嚴に監房を異にし(二)又男監女監の別を嚴隔し(三)其中に就き、年齢に従ひ、左の如く別異す、

- (1) 滿十二歳以上、十六歳未滿の者、
- (2) 滿十六歳以上、二十歳未滿の者、
- (3) 滿二十歳以上の者、

(4) 滿十六歳以上、二十歳未滿、再犯の者、

(5) 滿二十歳以上、再犯の者、

此方法は、純粹の雜居法に比すれば、一步を進めたるものなること、論なしと雖ども、之を嚴格にいふときは、尙雜居法の一種として、其内に包含することを得べし。従て、雜居法に伴ふ弊害は、多少分類法にも隨伴するものなり。

然るに我國及歐米各國に於て、其弊を知りつゝも、尙ほ俄に之を棄つること能はざる所以は他なし。獄舎の改築、其他の事項に要する所の費用實に莫大にして、一國財政の許すべからざるものあるによるなり。

(3) 沈黙法。 紐育主義(New York System)又はオーバーン主義(Auburn System)と稱せらるゝものにして、雜居法と後に論すべき獨房法とを折衷し、晝間雜居夜間獨房の方法による。而して、晝間は互に談話をなすことを禁じ、以て、囚徒の間に、不善の計劃をなすことを豫防せり。

(4) 獨房法。 一名ヒラデルヒア主義(Philadelphia System)と云ふ。蓋し、其創設ヒラデルヒア州(北米合衆國)にあるを以てなり。此法は、晝夜共に、各囚徒をして、別房に獨居せしむるものなり。現今、白耳義國に於て、之を採用せり。此主義は、罪人の不善の計劃を豫防することに於て、全しと雖ども、監獄費を要すること大にして、且囚徒の身體上及精神上の健康を害するの虞れあり。然れども、前數者に比して、理想上、最も完全せることは論なし。

而して、以上何れの主義を採用するに關せず、囚徒を待遇するには、進級主義を採

進級主義

得失

用し、囚徒にしてよく獄則を守り作業に勉強し、改悛の行爲ありと確認するとき
は。漸次之に特権を興へて優遇し、最後には特赦を興へて、出獄を許すものなり。
此主義は、英國人の發明する所にして、始め愛蘭に於て之れが實驗をなしたるを
以て、或は稱して、愛蘭主義 (Ireland System) とも云ふ。此主義一と度行はれてよ
り、英國に於て、徒刑制は廢止に歸せり。今日に於ては、放免囚徒保護會社なるも
のありて、出獄を許されたる者を説諭して、之を海外に徙し、以て殖民地に於て衣
食の道を求むることを得せしむ。斯の如くにして、英國は一方に於て、再犯者を
内地より遠ざけ、一方に於ては、大に、殖民地の開發を計ることを得たりと云ふ。
我國に於ても、亦進級主義を採用し、賞表の制ありて、之を受けたる囚徒の衣服の
襟又は肩に、青布を縫着せしめ、尋常囚徒と其監房を區別し、賞表の數積て四箇に
至れば、則ち出獄を許すものとす。又囚徒にして、獄則を犯すときは、屏禁減食、閤
室等の罰則あり。

第四款 出獄後の救済を論ず

第一、監視。

監視とは、犯罪人が出獄を許されたる後、警察官をして、其行狀を監察せしむるを
云ひ。之をして、再び罪を犯すこと勿からしむるを以て、其の主たる目的とす。
監視の制度は、固より有用なるものなりと雖ども、亦之に伴ふ弊害あることを忘
るべからず。惟ふに、犯罪人の出獄するや、法律上敢て一般の人と異なる所なしと
雖ども、社會の公衆は、尙ほ彼が刑餘の人にして、曾て罪人たりしことを忘れず
之と相齒することを喜ばざるなり。然るに、監視の制度ありて、警察官は、時々其
家に入し、監視人は、屢警察署に往來し、旅行をなし、宿泊をなすにも、亦其許可を
要すること、せざば。世人は、益監視人に注目し、營業上又は社交上の困難、益甚し
きを加ふるを以て、或は再び罪を犯すの止むべからざるに至るべし。即ち、監視
は、再犯の豫防法なるに、却て再犯者を養成するの具となるべし。之を以て、監視
の制度は、此點につきて、充分に注意し、其弊を去りて、能く其目的を達せむことを
努めざるべからず。

第二、現行制の不完全なる點。

犯罪人の出獄後に於て、監視の外、尙ほ必要なる二箇の制度あり。然るに、我國に

於ては、未だ之れを實行するを聞かず、是れ大なる缺點といふべし。以下、簡單に之を附説すべし。

(1) 放免囚徒保護會社の設立。

犯罪人の許されて、監獄を出るも、全く社會の信用を失ふが故に、人に備はれて賃錢を得、又は資本を運轉して營業をなすこと、甚だ難く。爲めに正道に就き正業に従ふこと能はず、不知不知、再び罪を犯すの止むを得ざるに至る。放免囚徒保護會社は、即ち生業を得ざる放免囚徒をして、悉く此會社に入らしめ、各其長所に從て之を使役し、以て生活の道を得せしめ、漸次社會の信用を回復し、純良なる國民となさんとを期するものなり。我國、未だ此必要な會社の成立なし。社會の改良に盡力し、風俗の壞亂を濟はんとする志士仁人の、宜しく意を注ぐべき點なりとす。

(2) 刑の執行猶豫の規定の制定。

刑の執行猶豫とは、初犯の罪人が、短期の刑に處せられたる場合に、若干の年月間、其刑の執行を猶豫し、其期間内に於て改悛の實を示し、再び罪を犯さざ

るときは、其の刑の執行を免除するを云ふ。蓋し、偶發性の罪人(殊に少年)を獄中に投ずるときは、却て他の兇徒の風習に感染して、固有の良心を喪失し甚しきは重ねて大罪を犯すを以て名譽とし入獄の數多きを以て、同類に誇示するに至るべきが故に。刑の執行を猶豫して、罪人をして過を悔ひ、再び以前の良心に立ち歸らしむるを得策とするなり。此の法は、千八百七十年、北米合衆國マッサチューセッツ州 (Massachusetts) 州に於て、始めて之を試験せり。今、白耳義國における、千八百八十八年より同八十九年に至る間の成績によると、受驗の罪人一万三千百九十五人の中、其成績の者一万二千九百四十九人、成績不良の者は纔かに二百四十六人にすぎざりしと云ふ。然れども、若し妄りに此の方法を用ふることを許すときは、却て其の本旨に反するの結果を生じ、刑罰の效力を減殺するに至るべきを以て。實際此制度を施すには、種々の規定を設けて、其弊害を避けざるべからず。我改正刑法草按に於ては、此制度の規定を設けたり、是れ、刑法の一大進歩と云ふべし。

第二節 感化事業を論ず

第一、感化事業の必要。

犯罪を救済するに、二箇の方法あることは、前述したるが如し。即ち、消極的の手段を以て、罪人を刑罰に處し、之を鎮壓するは、其一なり。専ら積極的の手段を探り、其の罪を犯すの事前に於て、或は罪人となりたる後に於て、感化薫染の道により、根本的に、其の本心に歸らしめんとするも、亦其の一なり。世人或は、其の第一の方法あることを知て、第二の方法が、更に效力あるものなることを覺らざるが如きは、抑も誤れるの大なるものなり。

惟ふに、社會の安寧上、最も恐るべきは、偶發的の罪人を驅て、習慣的のものたらしむるより、大なるはなし、而して、彼の監獄制度の如きは、固より此の點に注意し、成るべく、罪人をして、遷善改悟するの手段を探れりと雖ども、未だ以て、十分ならざるものあり。何となれば、罪人を囚へて、牢獄に投ずるは、則ち刑罰にして、苦痛を以て責むるものなれば、動もすれば、其の効果單に形式上に止まりて、根本的に本心を改良すること、極めて難事なればなり。然るに、此の感化事業は、則ち監獄制度の缺點を補ひて、此の根本的の改良を目的とするものなれば、其の國家社會の

安寧を保つ上に於て、寧ろ監獄制度の上にあるといはざるべからず。之を以て、之が事業を計畫する者は、衆生救護の義侠心を以てするに非ざれば、能くせざる所にして、其責任たるや、實に大なりと云ふべし。

第二、感化院の起源。

北米合衆國
 感化院が、一の組織を以て、社會に現はれたるは、實に一千八百二十四年に於て、北米合衆國紐育市に於て、ハッス、オア、レフージュ、(House of Refuge)なる者を、設立して、不良少年を集めて、訓陶したるを以て、始めとす。其後十年を隔て、一千八百三十三年には、獨逸の漢堡(Hamburg)の近傍に有名なるドクトル、ウイヘン(Dr. Wihern)は、ラウヘス、ハウス、(Rauhes Haus)なる感化院を設立せり、是れ實に、近世における模範的の感化院となりしものなり。又當時、佛國巴里の中央裁判所判事、メッツは、未成年者を監獄に送るの有害にして無益なることを感じ、自ら其職を辭して、ドクトル、ウイヘン氏を訪ひて、其状況を詳にし、遂に千八百三十九年を以て、自ら農業的感化院を設けて、其事業に従事せり。又英國に於ては、彼大政事家グラドストーン氏も、深く此事業に就て考ふる所あり、人をして、メッツ氏の農業感化院

英吉利

佛蘭西

獨逸

北米合衆國

を視察せしめ、其結果、倫敦の近郊にレッドヒル感化院 (Red Hill Reformatory School) なるものを設立して、今日、歐洲各國の模範となるに至れり。
 斯くの如く、感化事業の進歩は、最近七十年間のことに屬すと雖ども、各國、今や各銳意して、此事業を經營しつゝあり、今後の進歩、蓋し驚くべきものなるべし。
 吾人は、今茲に其の大體を説明して、濟世に志ある志士仁人の參考に供せんと欲す。

第三、感化院の意義及種類。

一般に感化院なる名稱より推すときは、老幼男女を論ぜず、凡てに感化訓育を施すものなるが如きも、其實、感化院といへば、不良少年の教訓を掌るものなり。
 不良少年とは、如何なる者をいふかと云ふに、(一)盜兒、(二)惰兒、(三)暴兒、(四)浮浪兒等に、區別することを得べし。而して、其の最も多き者を、盜兒及び浮浪兒となす。盜兒とは、即ち、他人の物を窃むものにして、將來慣習的盜犯をなすものなり。又浮浪兒とは、一定の住所なく、目的なくして、徘徊する者にして、他の惡漢に誘拐せられて、拘摸となり、乞丐となるものを云ふ。此くの如き者を集めて、人たるの本性

感化事業の意義

不良少年

感化事業の分類

を保たしめんとす、感化事業の困難なること、想像するに餘りありと云ふべし。
 感化事業とは、不良少年の教訓をなすものたること、前述の如しと雖ども、尙之に就ても、二箇の分類あるものなり。即ち、

- (1) 犯罪の豫防的性質をなすもの。
- (2) 習慣的犯罪の豫防的性質をなすもの。

是れなり。前者は、不良少年たる者が、まだ一の犯行なきに先ちて、之を豫防せむとするものにして、後者は、一度犯罪をなしたる少年を、監獄に送らずして、感化院に移し、遷善改悛の道を講ずるものなり。今左に、其大意を説明すべし。

第四、監獄的感化制度。

此の制度は、英語に、プロベーションシステム (Probation System) と云ふものにして、其目的とする所は、戒告 (Admonition) をなし、一度犯罪をなしたる不良少年をして、習慣的罪人たらしめざるにあり。

此制度の最も發達したるは、北米合衆國にして、監督官 (Probation Officer) ありて、其少年の裁判所に取調をうくるや、犯罪の原因教育の程度、其性質等を調査して、以て

判事の參考に供す。判事は、此調査書により、之を監獄的感化院に送附する者とす。監獄的感化院にては、之を受取り、一方には十分なる戒告を加へ、或は之を鞭撻し、或は之を拘禁すると同時に。一方に於ては、種々の訓諭をなし、善行をなしたる者には、物品を與へて、之を賞し、以て徐々に遷善改悟するを待つものなり。佛國に於ては、幼年保護委員ありて、法廷に於て不良少年を監督し、其の判決の終るや、之を監獄的感化院に送るものとす、其他諸國に於ても、皆大同小異の手續によりて、之が取扱をなすなり。

第五、家庭的感化制度。

此制度は、純然たる感化院に屬するものにして、不良少年の將來犯罪の危険ある者を集めて、之に家庭的の溫籍なる教育を施し、以て良民となさんことを期するものにして。英語に「ファミリーシステム」(Family System)と云ふ。今其の方法を述べれば、左の如し。

(1)家庭的感化制度は、境遇を變換せざるべからず、境遇は、人の行爲を支配する、最も有力なる原素にして。殊に少年の時に於

て、然りとす。之を以て、不良少年を感化する第一要件は境遇の變換にあり。即ち、以前と、全く隔絶せる土地に、之を徙住せしめざるべからず。

(2)家庭的感化制度は、農業的なるものを、最も適當とす。

佛國感化院の鼻祖、メッツ氏のいへるが如く、人は土地を化し、土地は人を化するものにして、自然と人生とは、最も同化し易く。而して人をして多く自然に接せしむれば、自ら卑陋の念慮を去り、高潔雄大の思想を湧起せしむるものなり。ルーソー氏が、人間の最も多く住する都府は墳墓の如しといへるが如く。都會の地は、人をして利慾浮華等の考へを起さしむるものなれば、最も避くべし。是れ即ち、感化院が、自然的田舎的農業的ならざるべからざる所以なりとす。

(3)家庭的感化院は、一家團樂の組織を以て骨子とす。

元來、不良少年は、其父子なきか、若くは家庭の教育其宜しきを得ざる者なれば、之をして、家庭團樂の愉快なる生活を營ましめ、自然に良心の發展を待たざるべからず。

而して、其家庭は、又兼て一の私塾となし、校主教師等、起臥飲食を同ふして、之を監督し、其關係は、師弟たると同時に、親子たるの思想を養成せざる可らず。其數は、餘りに多數にすぎるときは、自然監督不十分なるが故に、多きも三十人位を程度として、一區劃一家庭を作り、男女の教師を配置して、男性の威嚴ある教戒と、女性の溫柔なる至情と相俟て、其効果を收むるに努めざるべからず。

(4) 家庭的感化院は、普通教育と、輕易なる勞働とに、從事せしむ。

教育が、人格を高尙にし、品性を鍛鍊するものたるは、言ふを俟たず。倫理に古英雄の美譚を説き、軍歌體操に勇壯なる精神を鼓舞し、音樂唱歌に優美なる情緒を養成するのみならず、併せて實業教育の初歩を授けて、將來生業に從事する興味と素地とを、なさしむるは、最も必要なり。

感化院は、又一方に於ては、各其年齢と體質、性格に應じて、輕易なる勞働に從事せしむるを可とす。これ、將來良民たるの習慣を具備せしむるものにして、又感化院の課程として、重要なるものなり。不良少年は、概ね遺傳的又は

習慣的に勞働を嫌惡するものなれば、種々の方法を設けて、之を獎勵せざる可からず。

要之、感化院の制度は、今日最も必要を感ずるものにして、其事業の社會に有益なること、彼浮華的功名的事業の比にあらず。是れ豈遠大なる理想を有する濟世家の正に力を振ふべき所にあらずや。

世界宗教制度論 終

明治三十六年十月廿七日印刷
明治三十六年十月廿七日發行

世界宗教制度論

並製定價金參拾五錢

著者 工藤重義

發行者 大橋新太郎
東京市日本橋區本町三丁目八番地

印刷者 青木弘
東京市牛込區市谷加賀町二丁目十二番地

印刷所 株式會社 秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町二丁目十二番地



發兌元

東京市日本橋區本町三丁目

博文館

帝國百科全書既刊分類目次

正價

特製 一册五拾錢 二册五拾錢 三册五拾錢 四册五拾錢 五册五拾錢 六册五拾錢 七册五拾錢 八册五拾錢 九册五拾錢 十册五拾錢 十一册五拾錢 十二册五拾錢 十三册五拾錢 十四册五拾錢 十五册五拾錢 十六册五拾錢 十七册五拾錢 十八册五拾錢 十九册五拾錢 二十册五拾錢 二十一册五拾錢 二十二册五拾錢 二十三册五拾錢 二十四册五拾錢 二十五册五拾錢 二十六册五拾錢 二十七册五拾錢 二十八册五拾錢 二十九册五拾錢 三十册五拾錢 三十一册五拾錢 三十二册五拾錢 三十三册五拾錢 三十四册五拾錢 三十五册五拾錢 三十六册五拾錢 三十七册五拾錢 三十八册五拾錢 三十九册五拾錢 四十册五拾錢 四十一册五拾錢 四十二册五拾錢 四十三册五拾錢 四十四册五拾錢 四十五册五拾錢 四十六册五拾錢 四十七册五拾錢 四十八册五拾錢 四十九册五拾錢 五十册五拾錢

政治

- 四十七編 政治 法學士 永井德直君著
- 四十六編 政治 法學士 森山守次君著
- 三十一編 財政 法學士 征川 潔君著
- 四十編 最新政治 法學士 夏秋德一君著
- 八十編 議會及政黨 法學士 菊池學而君著
- 八十六編 行政裁判法 法學士 小杉龍耶君著
- 七十編 經濟 法學士 池袋秀太郎君著
- 三十八編 商業經濟 法學士 清水泰吉君著
- 四十四編 稅關及倉庫 法學士 岸時 昌君著
- 四十九編 運送 法學士 若原大太郎君著
- 五十八編 船隻 法學士 赤松梅吉君著

法律

- 九十編 銀行新論 法學士 野口弘毅君著
- 十六編 法律 法學士 熊谷直太君著
- 二十七編 法律 法學士 丸山長渡君著
- 五十六編 國際法 法學士 故中村 昌君著
- 二十三編 國際法 法學士 北條元篤君著
- 二十二編 國際私法 法學士 熊谷直太君著
- 三十三編 日本帝國憲法論 法學士 中村 大郎君著
- 二十九編 商法 法學士 田中 次郎君著
- 二十六編 民事訴訟法 法學士 加藤 敬一郎君著
- 三十編 民法 法學士 堀内 仲治君著
- 二十一編 民法 法學士 上野 昌雄君著

哲學

- 四十三編 民法債權編釋義 法學士 昌雄君著
- 五十一編 日本法制史 法學士 三浦 菊太郎君著
- 八十七編 行政法各論 法學士 小原 新三君著
- 九十一編 行政訴訟法論 法學士 小原 新三君著
- 九十六編 刑事訴訟法論 法學士 澤田 孝雄君著
- 九十九編 保險通論 法學士 奧村 英夫君著
- 五十編 社會學 法學士 藤井健太郎君著
- 三十五編 西洋哲學 法學士 藤井健太郎君著
- 三十二編 世界宗教 法學士 藤井健太郎君著
- 五編 近世宗教 法學士 支智君著
- 六十七編 世界宗教 法學士 支智君著
- 三十四編 倫理學 法學士 支智君著
- 十一編 倫理學 法學士 支智君著
- 十二編 倫理學 法學士 支智君著
- 二十四編 倫理學 法學士 支智君著
- 三編 倫理學 法學士 支智君著

歷史

- 八十九編 心那哲學史 法學士 水 瀧君著
- 九十三編 支那哲學史 法學士 中内義一君著
- 二十五編 日本歷史 法學士 木暮 柳次郎君著
- 四十一編 世界歷史 法學士 吉岡 藤吉君著
- 一編 支那歷史 法學士 高田 次郎君著
- 五十二編 支那歷史 法學士 白河 學士著
- 四十八編 支那歷史 法學士 國府 種徳君著
- 九編 支那歷史 法學士 藤井 健太郎君著
- 八十五編 東洋歷史 法學士 幸田 成友君著
- 二編 日本新地理 法學士 藤井 健太郎君著
- 八編 萬國新地理 法學士 藤井 健太郎君著
- 三十六編 商王地理學 法學士 永井 德直君著
- 三編 數學 法學士 永井 德直君著

3/9/34

●六編 新撰代算術
●十七編 新撰幾何學
●十九編 新撰三角法
●六十二編 新撰微積分學
●六十六編 新撰解析幾何學
●七十七編 新撰何學

理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著

語學

●十五編 邦語英文典
●六十四編 邦語獨逸文典
●八十二編 邦語獨逸文章論
●八十三編 邦語獨逸文典(上下)
●八十四編 邦語獨逸文典(上下)
●七十八編 邦語獨逸文典(上下)
●七十九編 邦語獨逸文典(上下)

文柳都太郎君著
文柳都太郎君著
文柳都太郎君著
文柳都太郎君著
文柳都太郎君著
文柳都太郎君著

理化學

●六十三編 有機化學
●六十五編 無機化學

理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著

●九十七編 新撰動物學(上下)
●九十八編 新撰植物學
●七十二編 地質學
●十八編 星象學
●六十編 近世氣象學
●七十三編 分氣學
●四十二編 應化學
●五十九編 應用機械學
●七十一編 衛生化學
●九十五編 一名飲食嗜好物日用品検査法

理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著
理高木士 貞次君著

農學

●十編 農業學
●六十九編 農業經濟學
●十四編 植物營養學
●三十九編 肥料學
●四編 菌類學
●五十七編 衛生化學

農學士 貞次君著
農學士 貞次君著
農學士 貞次君著
農學士 貞次君著
農學士 貞次君著
農學士 貞次君著

●二十八編 日用化學
●六十一編 農用器具製造
●七編 農產製造
●十三編 栽培各況
●六十八編 栽培各況
●五十三編 畜產各況
●五十五編 畜產各況
●七十五編 農政
●七十六編 農政
●八十一編 農政
●八十八編 農政
●九十二編 農政
●九十四編 農政

農學士 貞次君著
農學士 貞次君著
農學士 貞次君著
農學士 貞次君著
農學士 貞次君著
農學士 貞次君著
農學士 貞次君著
農學士 貞次君著
農學士 貞次君著
農學士 貞次君著

山林

●三十七編 提造林
●二十編 森林保護
●五十五編 森林保護

林學士 貞次君著
林學士 貞次君著
林學士 貞次君著

教育

●四十七編 續刊目次
●七十四編 續刊目次

文高木士 貞次君著
文高木士 貞次君著

▲進日本文化史論
▲日本教育制度
▲地類學
▲世界宗教制度
▲世界文字學
▲新刑法學
▲普通物理學

文高木士 貞次君著
文高木士 貞次君著
文高木士 貞次君著
文高木士 貞次君著
文高木士 貞次君著
文高木士 貞次君著
文高木士 貞次君著

セントアンダーズ 教授 アランソンデース原著

文學士加藤玄智君著

世界宗教史

大判洋裝並製

正價參拾五錢

郵稅八錢

▲特製本洋布上製 正價五拾錢 郵稅拾錢

(目次 概要)

國民的宗教の孤立的發達

◎パピロニア及びアッシリアの宗教

◎支那の宗教

◎埃及の宗教

◎メソポタミアの宗教

◎イスラエルの宗教

◎回教

◎キリスト教

◎アルヤ民族の宗教

◎古代日耳曼族の宗教

◎希臘の宗教

◎羅馬の宗教

◎印度の宗教

◎波斯の宗教

主觀的空想の思辨を排し確乎たる史的事實に據りて宗教を學ばんとするは近十有餘年間に於ける時代精神の主潮なり加之最近交通機關の一日一日其の至便を致し來るや四海比鄰萬國一家の有様を實現するに及べり此に於てか人は最早佛敎若くは基督の如き特種宗教の歴史のみを知りて獨り安んずる能はず又更に進て世界に於ける各宗教の全般に亘りその發達開展の有機的關係を史的事實に照して比較研究する世界宗教史に待つるや日に切なり本書能く原書のを抜き科學的叙述に言ふ迄もなく譯文簡明暢達なり宗教學に志ある者一本を藏めて几坪の好侶たらしむべし。

文學士加藤玄智君著

宗教新論

大判洋布上綴

賣價七拾錢

郵稅拾錢

熱誠なる信仰は眞摯なる宗教の智識に待ち、鞏固なる道徳の大木は清徳なる信念の根柢を要す。然るに現今信念界の風潮は此に在りて健全なる宗教的智識の缺乏に産す。著者此に慨するあり、夙に大學に在りて公平無私の宗敎の本性を科學的に比較研究し、哲學科學の批評的新光明に照して宗教の本性を明にし、然も深く宗教の實際方面に同情して信念の新基礎を確立せんと擬す是れ本書特色の存する所也。宗教家は元より苟も宗教學を研究せんとする人は必一讀して其幽玄を探究せられよ。

内山正如、瑜伽理圓兩君著

世界宗教一斑

大判洋裝並製

正價貳拾五錢

郵稅六錢

佛陀は慈悲を以て本願とし基督を博愛を以て主義とす其他の諸宗教の世に散在公布する者其要義を知る固より易からず今之を一巻に收めて各教の教理より其體運概況及び近時政敎の關係を詳述し之を容易に各教の實情を知らしむるもの酒々世刊唯本書あるのみ加ふるに考證に各教の實情を佛に偏せず基に泥せず公平能く其本意を説盡せり。又體運には佛敎基督敎の宗祖列傳を掲げれば其便利鮮少にあらず。

釋雲照律師著

全一冊洋裝並綴中判九〇頁 正價貳拾錢 郵稅貳錢

無明居士著 全一冊洋裝並綴大判二六〇頁 正價參拾錢 郵稅六錢

文學博士 姊崎正治君著 (再版)

宗教學概論

背皮總クロース

正價壹圓五拾錢

郵稅拾六錢

▲目次 概要

緒論：宗教學に過去の宗教概念の研究の對象、宗教とは何ぞや◎人文的科學としての宗教學

◎宗教心理學：宗教的意識の發源◎宗教的意識の中心原動力◎宗教的意識に於ける寫象◎宗教的意識に於ける感情◎宗教的意識に於ける意志

◎宗教倫理學：儀禮即宗教的儀禮の一般性質◎宗教的理想の種類◎儀禮の根柢◎主我的道徳の儀禮◎祭儀と喪祭◎他律主義の道徳儀禮◎自律主義の道徳及其儀禮◎宗教的儀禮の研究◎宗教的團體の組織發達

◎宗教社會學：社會的現象としての宗教◎宗教の社會的發達◎宗教と其他人文現象との交渉◎社會的に寫象界を養ふ人文現象◎社會的制裁を有する人文◎自覺を喚起して社會的勢力となる人文

◎宗教病即學：緒論◎元進的證候◎減退的證候◎病因論

附錄：◎宗教の成立の解釋と其に伴ふ宗教考察◎シエリンガの自由論◎宗教哲學◎比較神話學以前の神話解釋◎宗教なる概念の說明契機

本書の特色は從來の比較宗教學或は宗教史より一步を進め廣く事實を蒐集し材料を包括し、心理、倫理、社會の諸方面に關する統一的研究を施したるにあり宗教の科學的及人文的研究に一系統を創始したるは實に本書の抱負とする所なり著者は斯學專攻の學士、今般歐洲留學の門出に際し本書を遺して以て講學者の參考に供す吾人々生に最切の關係を有する宗教的意識、宗教の行動、敎會の性質及宗教の社會的勢力等に關する研究に進まんと欲するの士は須らく一本を座右に備へらるべし。

文學博士 姊崎正治君著

上世印度宗教史

大判洋布上綴

賣價五拾錢

郵稅八錢

著者幾に一般の印度宗教史を著して江湖に歡迎せられしが今特に太古より印度佛敎の消滅に至る上世印度の宗教史につきて斬新の研究豐富の材料を鍛練して此新著述を公にせりエタの新語が唯心式的哲學となり難門より佛敎の宇宙の宗教を生じ大乘教印度教の靈湧き龍躍る變化を経た終に佛敎の衰滅に轉するの跡歴々掌を指すべし、最も多量に於て又佛敎の源泉たる上世印度の思想宗教につきて東洋西洋最新結果を見んと欲する讀者は暗ふ此書を讀み見るべし。

文學博士 姊崎正治君著 (第七版)

宗教哲學

大判洋裝並製

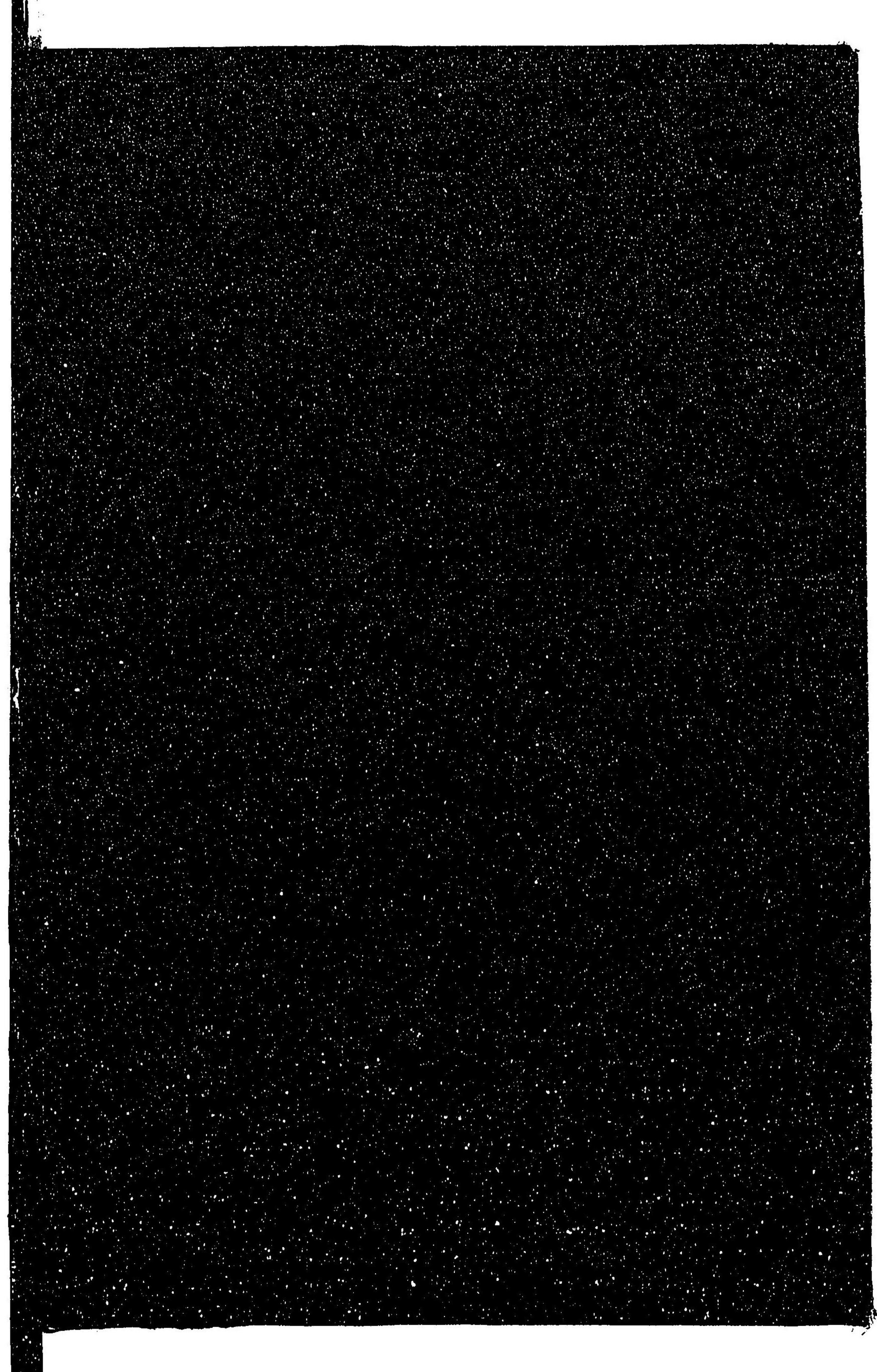
正價參拾五錢

郵稅八錢

▲特製本洋布上製 正價五拾錢 郵稅拾錢

宗教の問題は、世間驚々たるも宗教の何者にして如何なる成立を有すべきやに至りては、世人呆として力を之が考察に費さず、宗教哲學は此根本問題を明にするものなり、宗教の實際問題も學術的研究も宗教哲學と相須て始めて其方針を決するを得べし本編はカント、ヘーゲル、シエリンガの宗教哲學論を統合し、シワイエルマツヘル、ピーデルマンの基督敎宗敎學を批評し吠理多の無字宙論佛敎の涅槃論を精査して、東西宗教の粹を蒐め今古哲學の結果に依りて、宗教哲學の一大系統を組織したるものなり、苟も人生の大問題たる宗教に懸念する人は、此書を以て指針と爲さば、理論に實際に鞏固なる基本を得ん

78
3





013697-000-1

78-3

世界宗教制度論

工藤 重義 / 編

M36

ABA-0168



